

II. 福祉用具貸与等の価格構造に関する調査について

1. 調査の概要

1) 福祉用具貸与に関する給付費の状況について

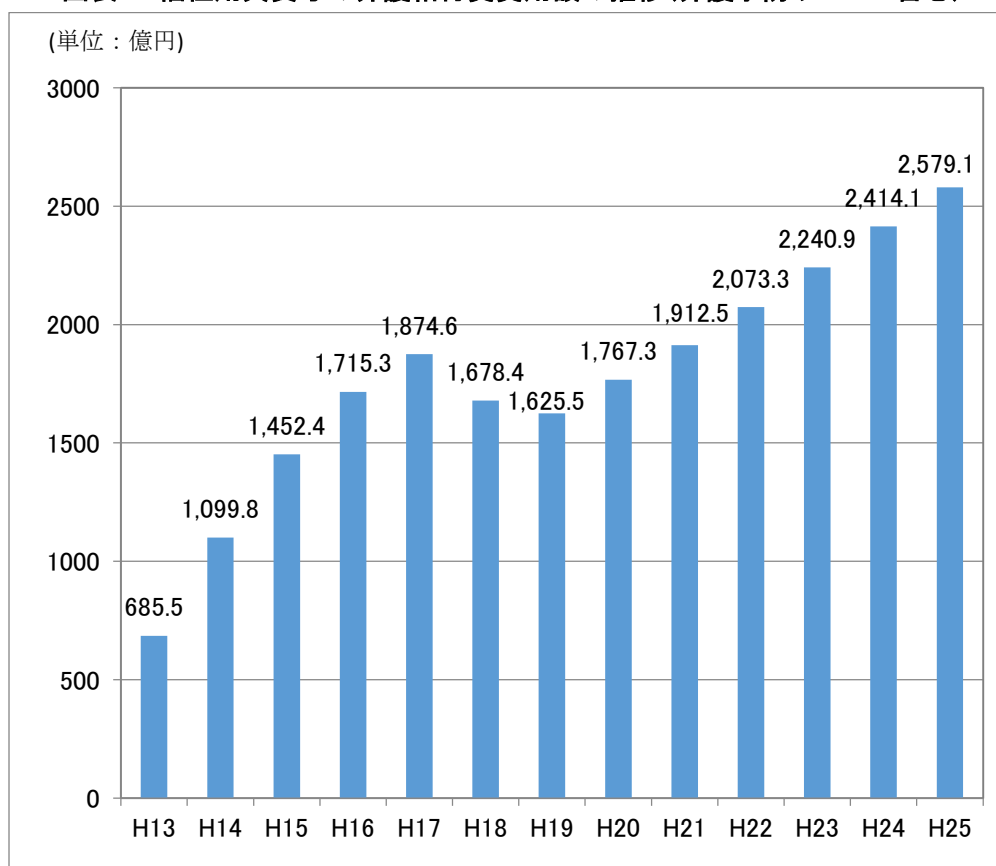
調査の前提となる福祉用具貸与に関する給付費の状況について、介護給付費実態調査の結果から、以下の(1)～(4)について整理を行った。

- ・ 費用額全体について以下(1)のとおり増加傾向にあるものの、1件あたり給付費額はいずれの福祉用具種目別に見ても低下傾向にある(附属資料参照)

(1) 福祉用具貸与の介護給付費費用額の推移(介護予防サービス含む)

- ・ 福祉用具貸与の介護給付費費用額の推移(介護予防サービス含む)については、以下表のようになっている。

図表 1 福祉用具貸与の介護給付費費用額の推移(介護予防サービス含む)

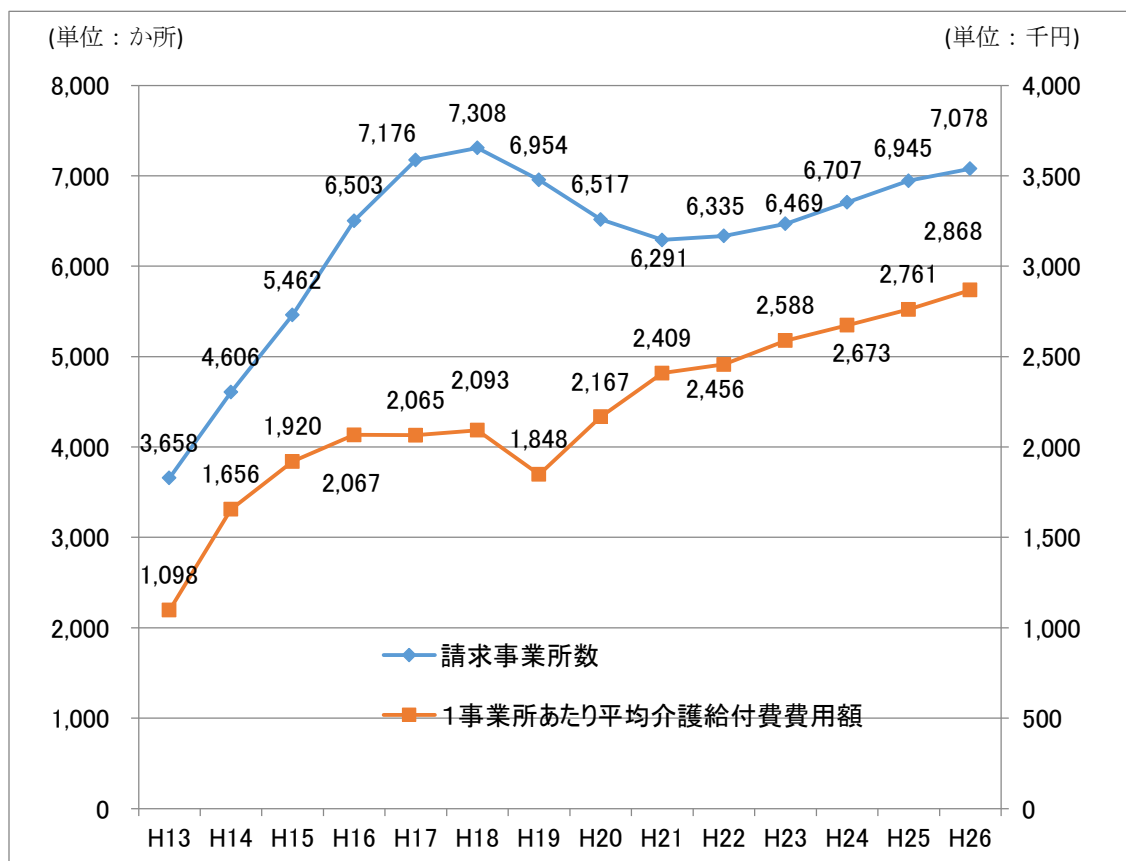


出典：平成 25 年度 介護給付費実態調査の概況の結果から当会において作成

(2) 福祉用具貸与事業所及び1事業所あたり介護給付費の平均額推移

- 福祉用具貸与事業所及び1事業所あたり介護給付費の平均額推移については、以下表のようになっている。

図表 2 福祉用具貸与事業所数及び1事業所あたり介護給付費の平均額推移

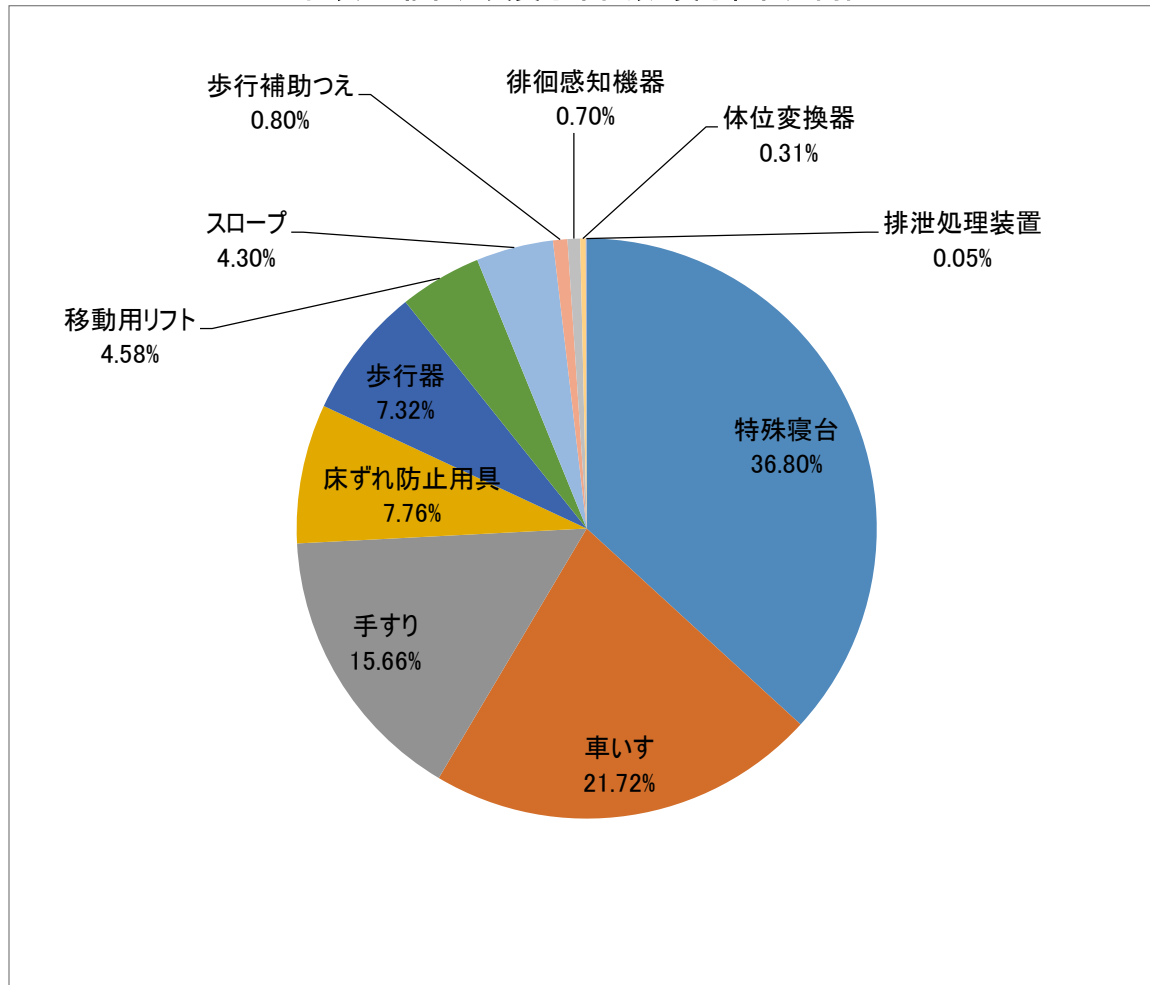


出典：介護給付費実態調査月報（各年4月現在）の結果から当会において作成

(3) 福祉用具貸与単位数 貸与種目別割合

- 福祉用具貸与単位数の貸与種目別割合については、以下表のようにになっている。
- 種目別にみると、最も割合が多いのは「特殊寝台」で 36.80%、次いで、「車いす」21.72%、「手すり」15.66%となっており、これら3種の合計で7割を超えている。

図表 3 福祉用具貸与単位数 貸与種目別割合



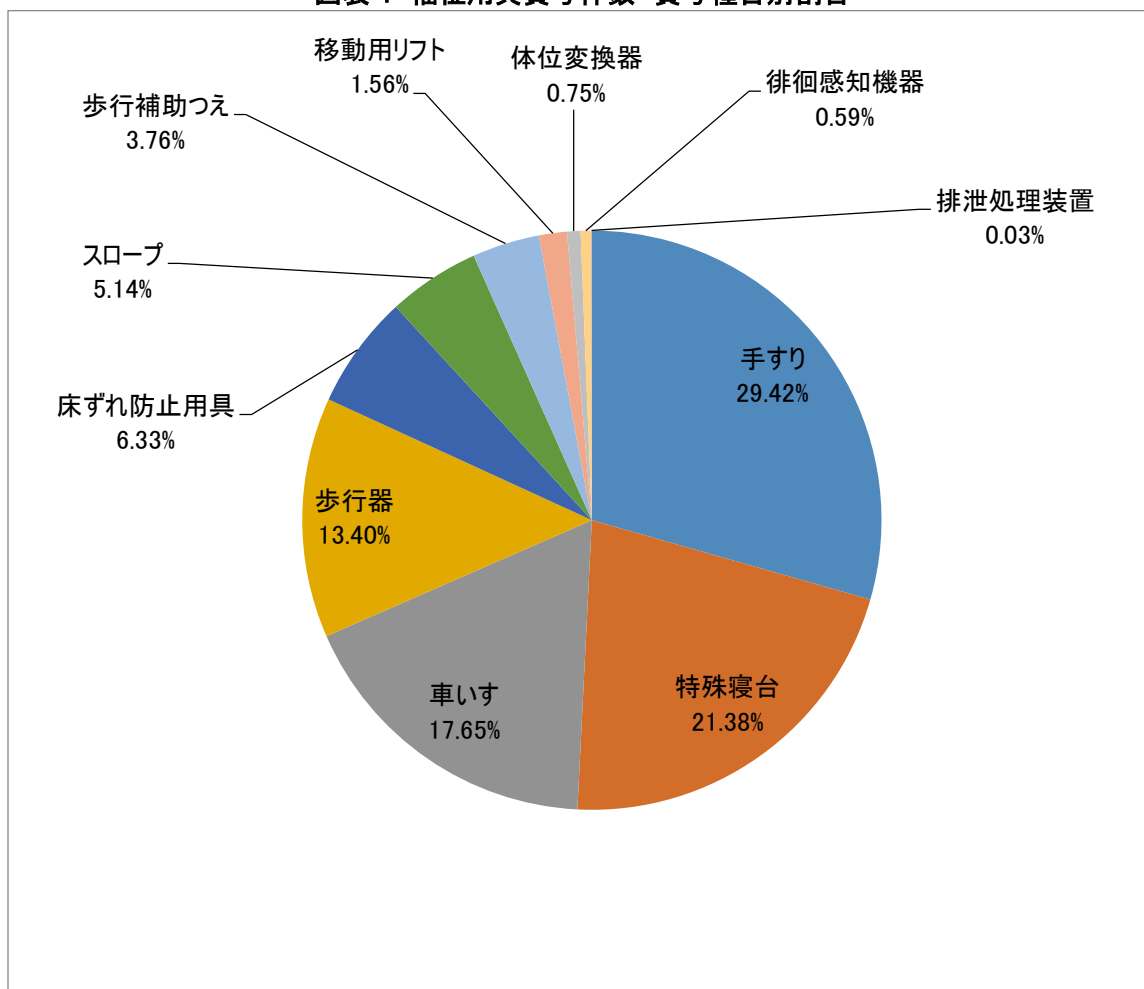
※車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く

出典：介護給付費実態調査（平成 26 年 8 月審査分）の結果から当会において作成

(4) 福祉用具貸与件数 貸与種目別割合

- 福祉用具貸与件数の貸与種目別割合については、以下表のようになっている。

図表 4 福祉用具貸与件数 貸与種目別割合



※車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く

出典：介護給付費実態調査（平成 26 年 8 月審査分）の結果から当会において作成

2) アンケート調査の概要

(1) 調査対象

全国の福祉用具貸与事業所のうち、以下の基準により 1,000 事業所を抽出。

①(一社)福祉用具供給協会会員企業のうち、株式会社および有限会社(レンタル卸を専業とする企業は除外)776 事業所

②その他 224 事業所

・(一社)福祉用具供給協会 非会員企業(株式会社及び有限会社)のうち、224 事業所を抽出(内訳:東京都所在 44 事業所、東北・中国・四国・九州所在 180 事業所)。

(2) 調査方法

郵送法 (郵送配布・郵送回収)

(3) 実施期間

平成 27 年 11 月 20 日～平成 28 年 1 月 8 日

(4) 主な調査項目

福祉用具貸与事業所の管理者(事業所長等)が回答することを想定し、設計した。

< I 法人および事業所の概要 >

- ・法人が運営する介護保険事業、福祉用具貸与事業所数
- ・当該事業所の福祉用具貸与サービス事業開始年月、併設事業所
- ・事業所・設備の延床面積
- ・事業所の職員体制
- ・事業所の運営にかかる経費
- ・利用者による選択(自己決定)のための取り組み

< II 福祉用具種目別の実績・取り組み >

- ・福祉用具の取扱い状況、利用料金の見直し状況
 - ※福祉用具の種目(特殊寝台・特殊寝台付属品、車椅子・車いす付属品、手すり、床ずれ防止用具、歩行器、移動用リフト、スロープ、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、体位変換器、自動排泄処理装置)別に以下の項目を調査
- ・1ヵ月の貸与・販売の実績
- ・専門職への相談・助言を求めたケース数
- ・機器の保有状況、レンタル卸からの調達状況
- ・機器の実耐用期間、経理処理上の償却期間、平均的な貸与期間
- ・貸与に付帯するサービスの提供状況

(5) 回収状況

回収数は 442 件(回収率 44.2%)であった。

このうち、1箇所も回答していないものや、事業所単位で回答していないものを除いた 438 件を有効票扱いとした。

図表 5 都道府県別回収状況

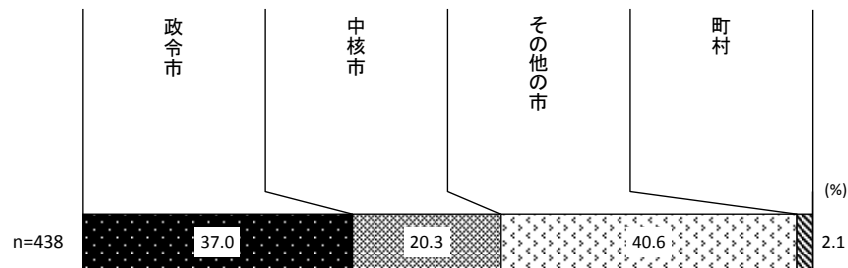
	発送数	回収数	回収率
北海道	26	9	34.6
青森	16	5	31.3
岩手	26	9	34.6
宮城	20	10	50.0
秋田	16	6	37.5
山形	15	6	40.0
福島	29	6	20.7
茨城	12	6	50.0
栃木	6	1	16.7
群馬	11	5	45.5
埼玉	30	17	56.7
千葉	31	22	71.0
東京	121	44	36.4
神奈川	39	22	56.4
新潟	8	5	62.5
富山	6	3	50.0
石川	11	3	27.3
福井	9	3	33.3
山梨	7	3	42.9
長野	15	10	66.7
岐阜	14	5	35.7
静岡	30	13	43.3
愛知	32	21	65.6
三重	10	7	70.0
滋賀	12	6	50.0
京都	24	10	41.7
大阪	45	30	66.7
兵庫	46	23	50.0
奈良	11	2	18.2
和歌山	13	7	53.8
鳥取	11	3	27.3
島根	17	2	11.8
岡山	22	7	31.8
広島	38	14	36.8
山口	19	3	15.8
徳島	6	4	66.7
香川	16	5	31.3
愛媛	19	7	36.8
高知	10	3	30.0
福岡	68	29	42.6
佐賀	8	4	50.0
長崎	7	3	42.9
熊本	8	6	75.0
大分	6	4	66.7
宮崎	20	12	60.0
鹿児島	25	15	60.0
沖縄	9	2	22.2
全 体	1,000	442	44.2

(6) 回答事業所のプロフィール

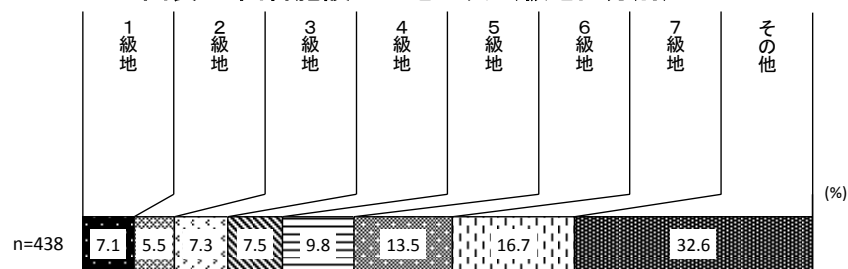
① 立地

- 回答施設の 37.0%が「政令市」、20.3%が「中核市」となっている。
- 級地区別にみると、最も多いのは「その他」32.6%で、次いで「7級地」16.7%、「6級地」13.5%となっている。

図表 6 回答施設の立地エリア(都市規模別)



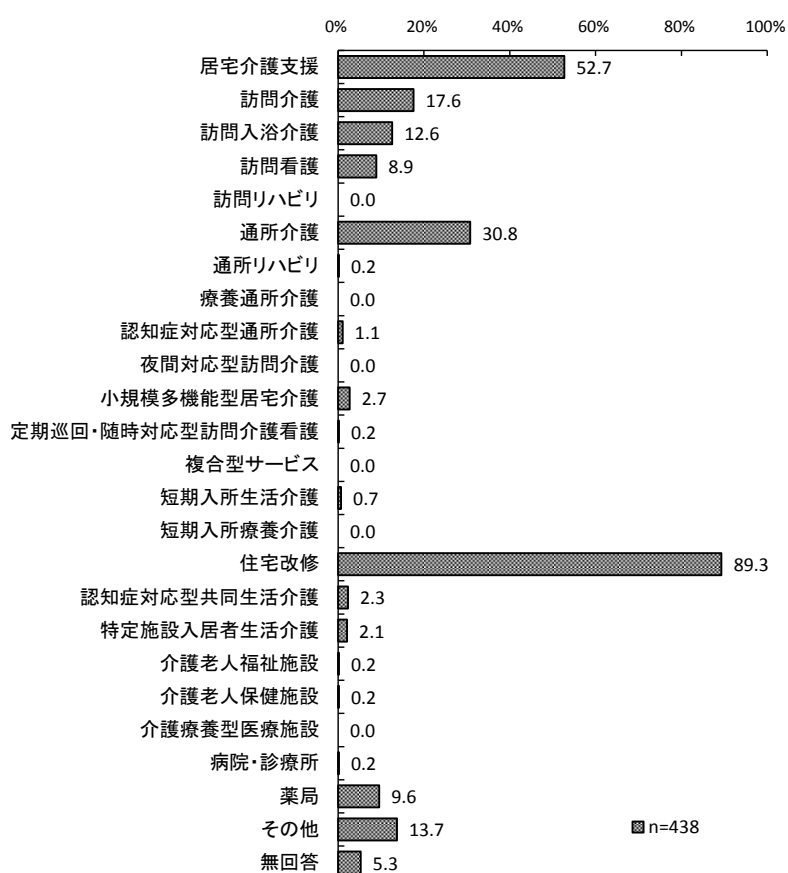
図表 7 回答施設の立地エリア(級地区別)



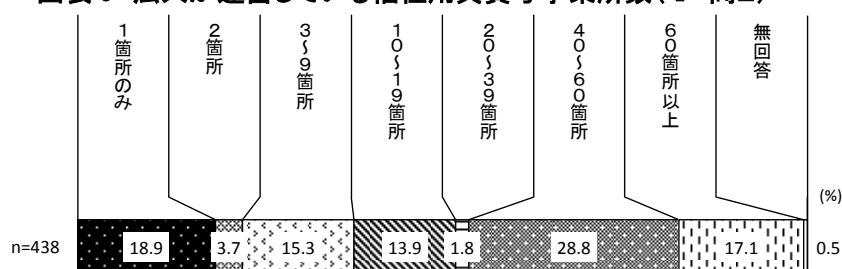
② 回答事業所の運営法人の状況

- 回答事業所の運営法人では、介護保険事業のうち、「住宅改修」事業を行っている法人が 89.3%、「居宅介護支援」事業を行っている法人が 52.7%と、過半数を占めている。
- また、運営している福祉用具貸与事業所数は、「40～60 箇所」が最も多く 28.8%、次いで「60 箇所以上」が 17.1%であるのに対し、「1 箇所のみ」は 18.9%、「2 箇所」が 3.7%と、比較的大規模にチェーン化している法人の事業所の回答割合が高いのが特徴となっている。

図表 8 法人が運営している介護保険事業（Ⅰ-問1）



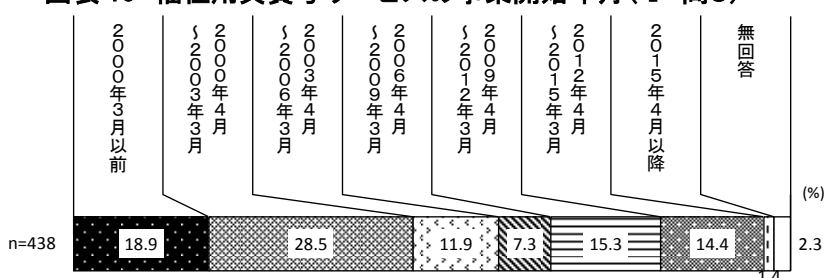
図表 9 法人が運営している福祉用具貸与事業所数（Ⅰ-問2）



③ 回答事業所の概要

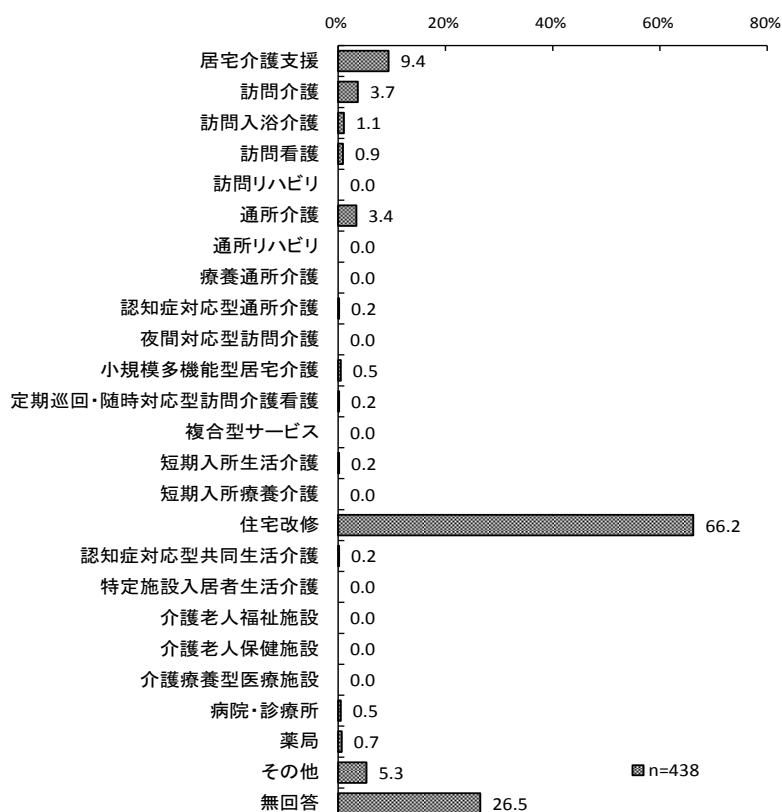
- 回答事業所の事業規模は、月額ベースの売上規模が 1,073.6 万円、管理職等を含む総職員数が 13.9 人となっている。
- 平成 26 年 4 月の介護給付費実態調査月報では、1 事業所あたり平均費用額(図表 2)は 286.8 万円と、今回調査の3割弱の規模、平成 26 年介護事業経営実態調査(附属資料Ⅱ-4 参照)で見ると、売上規模が522.6 万円、職員数が5.1 人と、今回調査の回答事業所の約 50%となっている。これは、福祉用具供給協会の会員企業を中心として実施したことから、比較的大規模な事業所からの回答が多かったためと考えられる。
- 回答事業所が福祉用具貸与サービス事業を開始した時期は、介護保険制度が施行された直後の「2000 年 4 月～2003 年 3 月」が最も多く 28.5%、次いで介護保険制度施行前の「2000 年 3 月以前」が 18.9%と、比較的長く事業を行っている事業所の回答割合が高い点が特徴となっている。

図表 10 福祉用具貸与サービスの事業開始年月(Ⅰ-問3)



- 回答事業所の 66.2%に「住宅改修」事業が併設されているが、それ以外の事業が併設されている割合は低く、次いで多く見られた「居宅介護支援」でも 9.4%に留まった。

図表 11 併設事業所(Ⅰ-問4)



注) 選択肢に「併設なし」を設けていなかったことから、「無回答」には併設なしの場合が含まれる。

3) ヒアリング調査の概要

(1) 事前ヒアリング

当該事業領域の現場の実態を把握したうえで、アンケート調査票の設計・分析が行えるようにするため、当会会員企業数社の協力を得て、事前ヒアリングを行った。

調査設計前に行った事前ヒアリングでは、各事業所の管理者等が回答可能な内容かどうか、わかりにくい表現等はないか等、調査の信頼性を高める観点からの助言を受けた。

分析時に行った事前ヒアリングでは、集計数値に含まれている内容の再確認や、集計結果として出た数値の解釈への助言等を受けた。

(2) 個別ヒアリング

定性的な情報収集等によりアンケート調査を補完するとともに、アンケート調査結果の解釈に対する示唆を得るため、ヒアリング調査をあわせて実施した。

ヒアリング対象は、地域的なバランス(都市部／地方部／島しょ部を含む地域)や事業者の規模(大規模事業者／中堅事業者)にも配慮し、福祉用具貸与事業者から3社を選定した。

また、レンタル卸と貸与事業との関わり方等を把握する観点から、レンタル卸事業者1社も調査対象に加えた。

＜ヒアリング対象＞

- 株式会社トーカイ(本社:岐阜県岐阜市)
- 株式会社シルバーホクソン(本社:埼玉県川口市)
- 株式会社カクイックスウィング(本社:鹿児島県鹿児島市)
- 株式会社日本ケアサプライ(本社:東京都港区) ※レンタル卸事業者

＜主なヒアリング項目＞

- ・福祉用具貸与の実態・特性について
- ・福祉用具貸与の価格設定・改定の考え方、価格抑制のための工夫
- ・福祉用具の仕入れ(調達)および仕入れコストについて
- ・福祉用具の消毒・メンテナンスについて
- ・利用者に対して提供しているサービスについて
- ・利用者による選択・意思決定のための工夫・取り組み
- ・その他、考慮すべき事項(離島等特殊な地域の場合の問題点)

2. 福祉用具貸与サービスの価格構造

1) 価格構造の考え方

- 福祉用具種目別に価格構造を明らかにする観点から、福祉用具の価格を構成する以下の3つの要素に着目し、収入に対するコスト比率を算出した。
 - 調査仮説として、福祉用具貸与事業はサービス業であるため、機器仕入れコストの比率が物販方のビジネス(例えば、特定福祉用具販売)と比べて低く、アセスメント等のサービスにかかる費用や事業の管理・運営コストがかかっているのではないかと考え、この3要素の把握・分析を試みた。
 - なお、分析結果を福祉用具種目別に示す際の並び順は、平成26年8月審査分 介護給付費実態調査において単位数ベースの利用割合が高い順(P6 図表3 参照)で統一した。

①機器仕入れコスト

- 機器の購入またはレンタル卸から機器をレンタルするのにかかる費用を「機器仕入れコスト」として把握した。

②管理・運営コスト

- 福祉用具貸与・販売事業にかかる管理・運営コストの把握を試みた。
- 調査回答結果データのチェック・クリーニングおよび事業所ヒアリングを通じて、管理経費に関する設問への回答には管理にかかるコスト(いわゆる販管費)のみを回答しているケースと、事業所でかかるすべての費用を当てはめて計上しているケースとが含まれていることが確認され、データ上から回答の分離・精査が困難であったため、他の設問から独立して把握可能な以下の3つの要素について算出・分析を行うこととした。

○在庫コスト

- 売上の立たない在庫機器を保有していることによる費用。
- 在庫には、①倉庫等で保管されている機器のほか、②消毒・メンテナンス等整備中の機器、③体験利用やデモ、入院期間中等で売上の立たない形で利用者に貸与されている機器や、自治体等が行う研修・イベント等へ無償貸与されている機器等が含まれる。

○機器廃棄コスト

- 機器の廃棄にかかる費用。

○土地・建物コスト(賃料または減価償却費)

- 事業所(オフィススペース)のほか、展示スペース、倉庫等を含む土地・建物にかかる費用。
- 福祉用具貸与にかかるその他の経費として、管理部門の経費(販管費)のほかにも教育・研修にかかる経費の把握も想定して調査設計を行ったが、回答数値の信頼性の観点から、本報告書では参考値としての扱いに留めた。また、調査の過程で、カタログ作成等を含む広報・広告経費、輸送にかかる経費(車両の購入等の費用、燃料費、駐車場費、自動車保険にかかる費用等)等も生じていることが確認されたが、当初調査ではこれらの費用の把握を想定しなかったため、本報告書で把握した数値には含まれていない。

③サービスコスト

- アセスメントからプラン作成、消毒・保守に至るまでの一連の貸与サービスにかかる費用として、サービスに要する時間と時間当たり人件費から費用を算出した。
- 分析にあたっては、回答の分布傾向を確認し、エラー回答等が含まれると想定される分布の上位5%・下位5%を除外した形で平均値、中央値を作成し、分析上では平均値を用いた。なお、付記したN数は、回答数を示す意図から、この上位・下位5%を含む件数を示した。

図表 12 福祉用具貸与サービスの価格構造の考え方

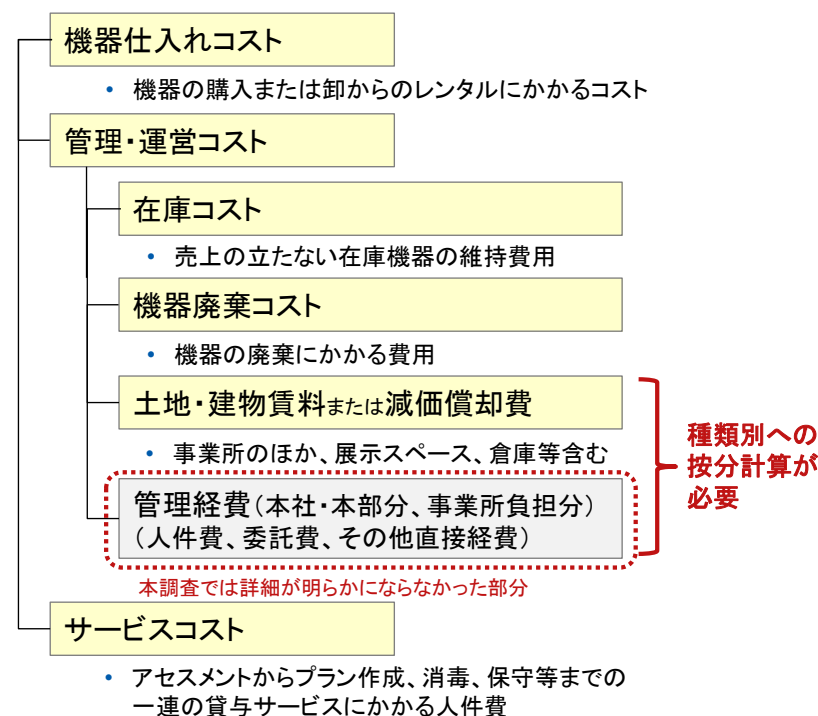
<収入>

(参考)

貸与収入

販売収入

<支出>



※上記以外に、以下のような費用が発生するが、本調査ではこれらの費用は含まれていない。

- ・管理部門の経費(販管費)
- ・教育・研修にかかる経費
- ・広報・広告経費(カタログ作成等)
- ・輸送にかかる経費(車両の購入等の費用、燃料費、駐車場費、自動車保険にかかる費用等)

等

【本調査で用いる用語について】

貸与1件あたり : 1ヵ月1貸与実績あたりの数値を指す

1貸与期間 : ひとりの高齢者が、同一の機種を利用し(貸与を受け)始めてから終了するまでの期間(機種の交換がなければ、故障その他で個品の交換があっても利用(貸与)が継続していると見なす)

実耐用期間 : 1台の製品(個品)を貸与事業に用いる(購入してから廃棄するまでの)期間。会計ルール上の耐用年数と区別するため、本調査で把握したものは「実耐用期間」と呼ぶ。

2) 収入

(1) 算出・分析方法

- 福祉用具種目別の1件あたりの月額収入を算出し、分析に用いた。

- 以下の算式により、貸与1件あたり収入を算出

貸与1件あたり収入

$$=「貸与・販売による収入額(売上合計)〔Ⅱ問1〕」\div「実績件数〔Ⅱ問1〕」$$

- このとき、特殊寝台および車いすの付属品等については、以下のように扱った。

- 特殊寝台は、「特殊寝台(本体)」1件に対する「マットレス」および「その他特殊寝台付属品」の出現率を勘案し、合算した収入を用いた。

特殊寝台貸与1件あたり収入

$$=特殊寝台(本体)1件あたり収入$$

$$+マットレス1件当たり収入\timesマットレス実績件数\div特殊寝台実績件数$$

$$+その他付属品1件あたり収入\timesその他付属品実績件数\div特殊寝台実績件数$$

- 車いすは、事業所ごとに「電動車いす」と「その他車いす」の合計を車いす(本体)件数として扱った。車いす(本体)収入は、本体件数を100%とした場合の構成比で按分・作成した。

車いす(本体)件数

$$=電動車いす貸与件数+その他車いす貸与件数$$

車いす(本体)1件あたり収入

$$=電動車いす1件あたり収入\times電動車いす件数\div車いす(本体)件数$$

$$+その他車いす1件あたり収入\timesその他車いす件数\div車いす(本体)件数$$

その上で、「電動補助装置」は「その他車いす」に対する出現率を勘案し、「その他車いす付属品」は車いす本体件数に対する出現率を勘案して算出し、合算した収入を用いた。

車いす貸与1件あたり収入

$$=車いす(本体)1件あたり収入$$

$$+電動補助装置1件あたり収入\times電動補助装置実績件数\divその他車いす実績件数$$

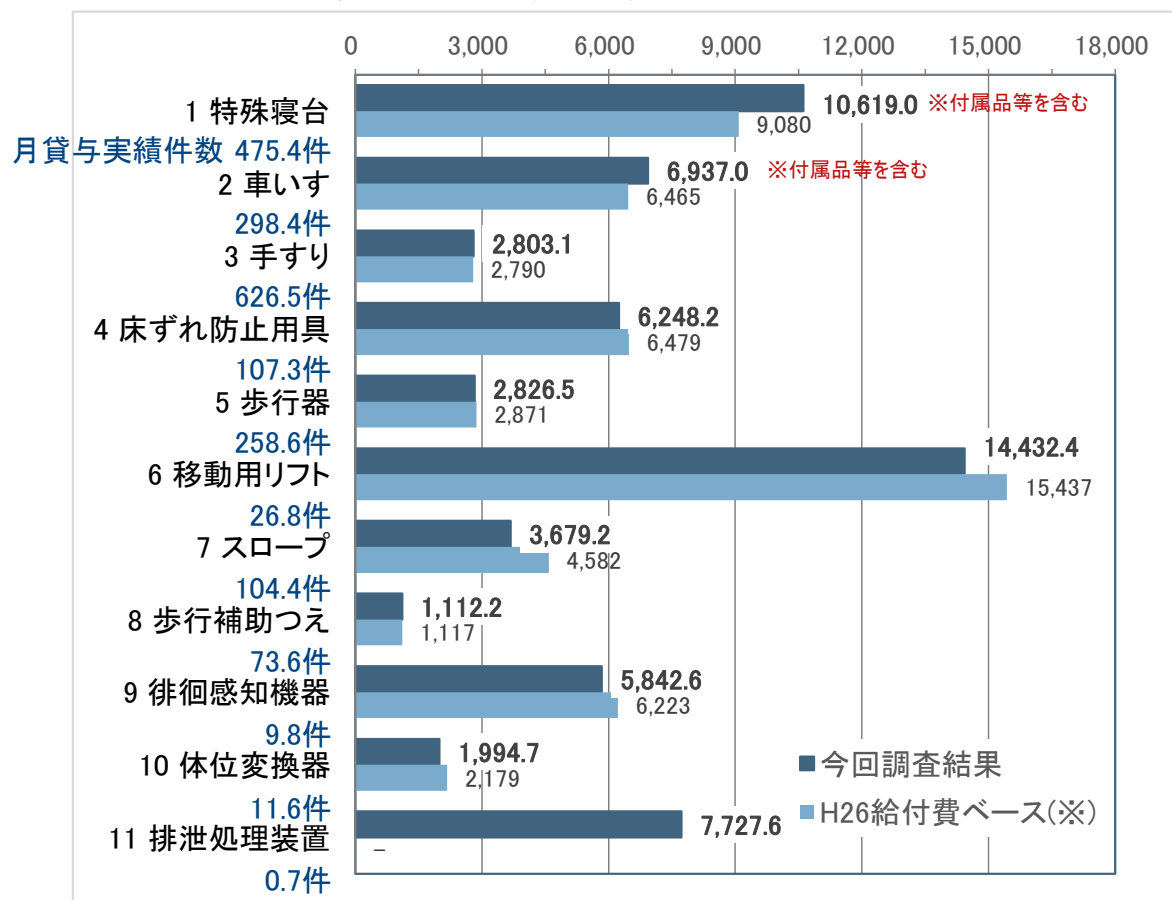
$$+その他車いす付属品1件あたり収入\timesその他付属品実績件数\div車いす(本体)件数$$

- 「収入」については、以降の分析において、各費用を「収入に対する比率」として価格構造を把握していくため、集計結果の信頼性の確認を行うことが重要と考え、介護給付費実態調査(平成26年4月サービス提供分)における給付1件あたり費用額(附属資料Ⅰ参照)との比較分析も実施した。

(2) 福祉用具種目別にみた貸与1件あたり収入（分析結果）

- 今回の調査結果で得られた貸与1件あたり収入（月額ベース）は、図表 13 のとおりとなった。
- 介護給付費実態調査（平成 26 年 4 月サービス提供分）で把握されている給付1件あたり費用額と比較してもほぼ同程度の金額となっていることから、今回調査の回答の妥当性・信頼性が一定程度確保されていることが確認された。
- 「特殊寝台」「車いす」は、今回調査の金額にはマットレスや電動補助装置、付属品等を含むため、今回調査の方が高く出ている。
- 「スロープ」、「体位変換器」、「移動用リフト」、「床ずれ防止用具」は、今回調査の方が若干安めに
出ている。
- ただし、事業所により回答金額には分散が見られる点に留意が必要である。
- 例えば、「特殊寝台」（本体）の金額は、上下各5%のはずれ値を除く一定の信頼区間をとってみても、最小 4,474.7 円～最大 11,021.8 円まで回答に開きがある。
- 地域性や利用者像によって、実際に貸与している商品が異なることが理由として考えられるが、本調査においては利用者が実際に借りた機種等まで把握していない。

図表 13 福祉用具種目別 貸与1件あたり収入



(※)H26 給付ベース：厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成 26 年 4 月サービス提供分)

3) 支出

- ・ 支出面は、(1)機器仕入原価、(2)管理・運営コスト、(3)付帯サービス関連コストの3つに分けて算出した。

(1) 機器仕入れコスト

① 算出・分析方法

- ・ 福祉用具貸与に用いる機器は、購入(自社保有)する場合と、レンタル卸と契約して調達する場合とに分けられる。
- ・ 本調査では、まず、購入(自社保有)の場合と、レンタル卸を利用する場合のそれぞれの貸与1件当たり月額コストを算出した後、福祉用具種目ごとの購入(自社保有)とレンタル卸利用の比率を勘案して仕入れコストを算出した。なお、購入(自社保有)の場合は、貸与事業に利用可能な期間(月数)を加味するため、耐用期間(月数)*で除して月額換算したものを用いて分析を行った。

- ・ 購入(自社保有)の場合

購入による1件あたり機器仕入れコスト

$$= \text{前期購入分購入費用(合計額)}[\text{Ⅱ問3}] \div \text{前期購入台数}[\text{Ⅱ問3}] \div \text{実耐用期間}[\text{Ⅱ問1}]$$

※「実耐用期間」は、1台の製品(個品)を貸与事業に用いる期間(購入してから廃棄するまでの期間)を月数で示したもの。委員会では、障害者向け補装具支給制度(附属資料参照)で定められた会計ルール上の耐用年数を用いる方法も検討したが、本調査では、実態把握を目的としていることから、調査結果から把握された、貸与事業に用いることができる期間を示す「実耐用期間[Ⅱ問1]」の回答値を用いて計算することとした。なお、会計ルール上の耐用年数と区別するため、本調査で把握したものは「実耐用期間」と呼んでいる。

- ・ レンタル卸利用の場合

$$\text{レンタル卸利用による1件あたり機器仕入れコスト} = 1 \text{台あたりレンタル費用(月額)}[\text{Ⅱ問4}]$$

- ・ 貸与1件あたり機器仕入れコスト

$$= \text{購入による1件あたり機器仕入れコスト} \times (1 - \text{レンタル卸利用比率})$$

$$+ \text{レンタル卸利用による1件あたり機器仕入れコスト} \times \text{レンタル卸利用比率}$$

《参考》福祉用具の実耐用期間、経理処理上の償却期間、貸与期間

- 本調査では、福祉用具の実耐用期間、経理処理上の償却期間、貸与期間という3種目の期間を把握した。
- 実耐用期間**は、1台の製品(個品)を貸与事業に用いる期間(購入してから廃棄するまでの期間)(月数)であるのに対し、**経理処理上の償却期間**は、各事業者が実際に会計上の処理を行う際に用いている期間で、資産扱い(減価償却)せず、利用開始とともに全額費用計上しているケースも含まれている。なお、会計ルール上の耐用年数と区別するため、本調査で把握したものは「実耐用期間」と呼ぶ。
- また、**貸与期間**は、ひとりの高齢者が、同一の機種を利用し(貸与を受け)始めてから終了するまでの期間(機種の交換がなければ、故障その他で個品の交換があっても利用(貸与)が継続していると見なす)である。本報告書の分析においては、これを「**1貸与期間**」と呼ぶ。
- これら3種目の期間を比較すると、
 ○実耐用期間は、1貸与期間の(福祉用具の種目によって)**2.7～5.5 倍**
 ○経理処理上の償却期間は、1貸与期間の(福祉用具の種目によって)**1.5～3.8 倍**となっている。
- 実耐用期間よりも経理処理上の償却期間が短くなっているが、これは、新商品の上市等により、商品ライフサイクルが耐用期間より短くなる場合が多い(陳腐化リスク)ことから、商品の買い替え・入れ替えを想定しているためと考えられる。
- なお、個別ヒアリング調査では、貸与期間はケースによっても大きな差が生じていることが指摘された。当初は、在宅で長期に使用する想定で貸与をはじめても、状態像の変化や入院等の事情で短期になる場合や、退院後の利用開始の場合は、状態像が安定するまで、頻繁に機種変更を行う場合があることが指摘されている。

図表 14 福祉用具の実耐用期間、経理処理上の償却期間、貸与期間

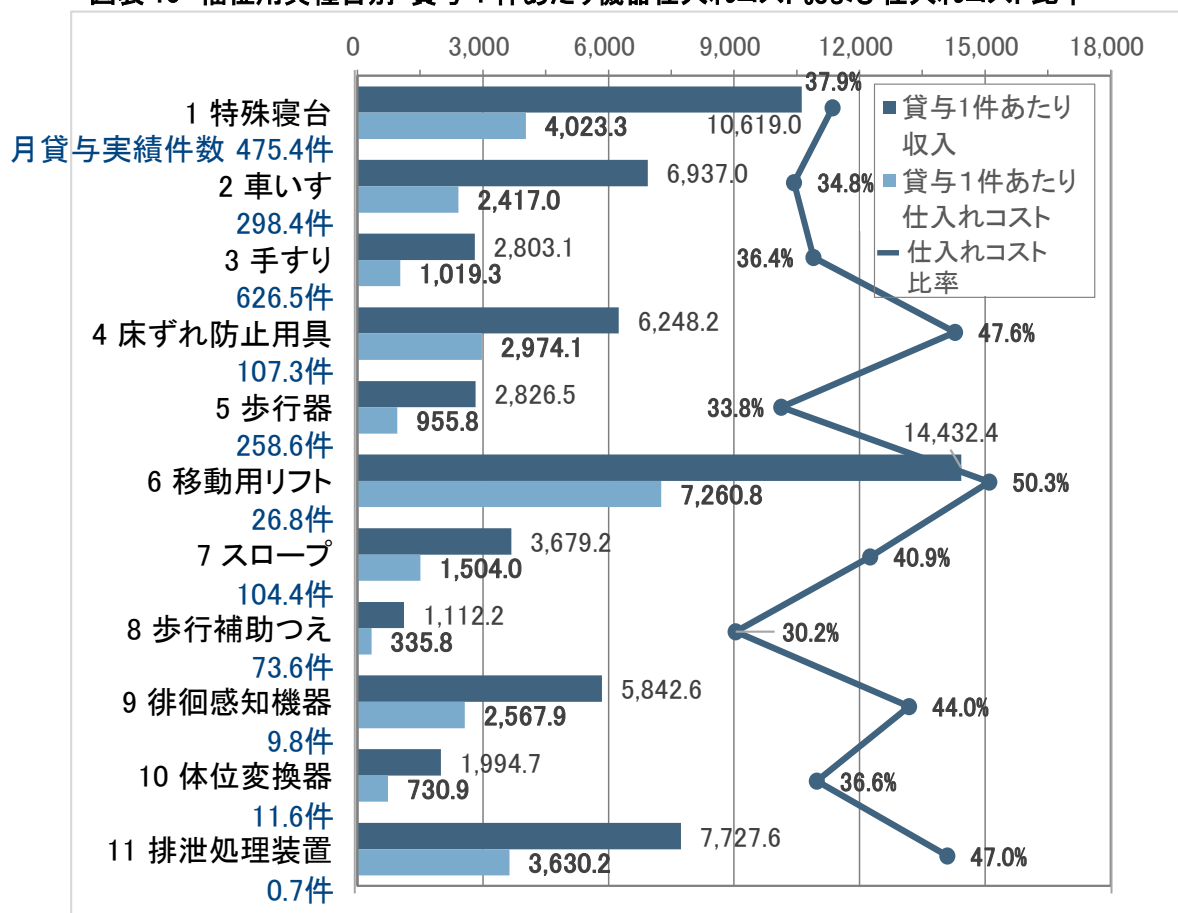
	実耐用期間		経理処理上の償却期間		貸与期間
	1台の製品(個品)を貸与事業に用いる期間(購入してから廃棄するまでの期間)		実際に会計処理を行う際に、各社が用いている期間		同一の機種を貸与開始してから終了までの期間(個品の交換があっても継続しているとみなす)
1 特殊寝台(本体)	72.0 カ月	4.2倍	36.0 カ月	2.1倍	17.2 カ月
2 車いす(その他車いす)	54.9 カ月	3.7倍	25.9 カ月	1.8倍	14.7 カ月
3 手すり	54.5 カ月	3.3倍	25.1 カ月	1.5倍	16.7 カ月
4 床ずれ防止用具	40.0 カ月	3.6倍	24.4 カ月	2.2倍	11.2 カ月
5 歩行器	47.9 カ月	3.3倍	24.7 カ月	1.7倍	14.7 カ月
6 移動用リフト	62.8 カ月	4.1倍	47.2 カ月	3.0倍	15.5 カ月
7 スロープ	43.6 カ月	3.2倍	25.5 カ月	1.9倍	13.8 カ月
8 歩行補助つえ	38.6 カ月	2.7倍	23.4 カ月	1.6倍	14.5 カ月
9 徘徊感知機器	37.9 カ月	3.8倍	25.4 カ月	2.5倍	10.0 カ月
10 体位変換器	40.3 カ月	3.7倍	24.3 カ月	2.2倍	11.0 カ月
11 排泄処理装置	35.9 カ月	5.5倍	24.8 カ月	3.8倍	6.6 カ月

※上位5%・下位5%の回答を除く平均値

② 福祉用具種目別にみた機器仕入れコスト(月額)および仕入れコスト比率（分析結果）

- 今回の調査結果で得られた機器仕入れコスト(月額)および仕入れコスト比率は、図表 15 のとおり、種目によって収入に対し 30.2～50.3%となった。
- 貸与1件あたり収入の高低と、仕入れコスト比率の間には、特に傾向が見られない。
(高い機器ほど仕入れコスト比率が低い等の関係性はない)
- 仕入れコスト比率が高く現れた「移動用リフト」や「床ずれ防止用具」、「認知症老人徘徊感知機器」は、今回調査で把握された収入額が介護保険給付(単位数ベース)で把握されている実態よりもやや若干安めであったことが影響している可能性がある。
- また、「床ずれ防止用具」については、メーカーの納入価格が維持されていることが影響していると考えられる。このことは、他の種目では介護給付の1件あたり費用額(参考資料Ⅰ参照)が緩やかに低下する中で、「床ずれ防止用具」はほぼ横ばいで推移している実態にも表れている。
- なお、本調査では全般に、レンタル卸利用の場合の仕入れコスト比率が、ヒアリング等で確認されている実態よりも高めに出自していることから、全体の仕入れコスト比率も、実際よりも高めに出自していると推察される。

図表 15 福祉用具種目別 貸与1件あたり機器仕入れコストおよび仕入れコスト比率



(2) 管理・運営コスト

- 管理・運営コストのうち、主要な要素を占める ①在庫コスト、②廃棄コスト、③土地・建物コスト(賃料または減価償却費)の3つについて算出した。

① 在庫コスト

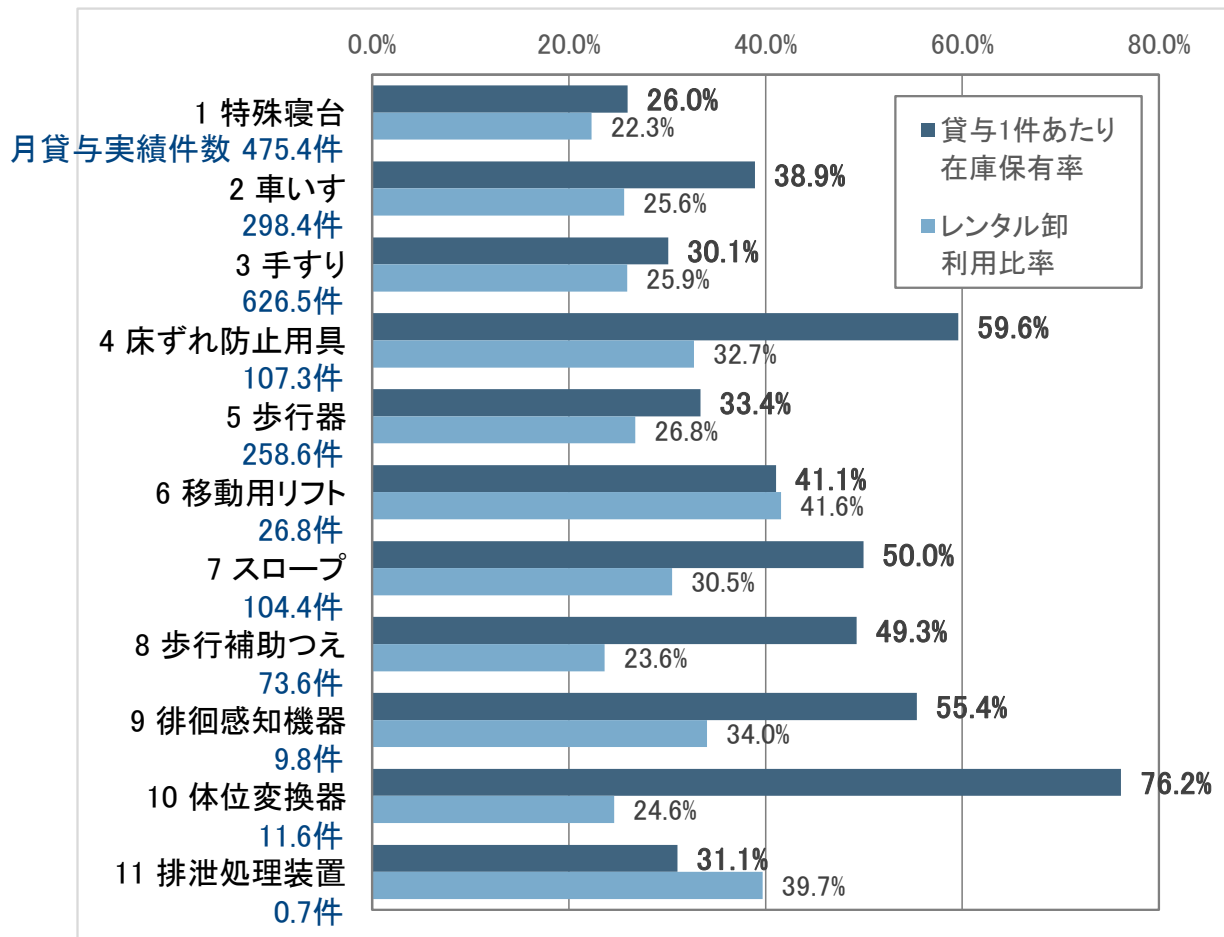
○ 算出・分析方法

- 高齢者への福祉用具の貸与に際し、購入(自社保有)およびレンタル卸利用の双方により機器を調達している場合、レンタル卸からの機器の調達は、通常、利用者への貸与が生じた場合にのみ発生する(優先的に貸与される)と考え、在庫コストは、購入(自社保有)の機器の中で生じるものと想定した。
- このため、在庫コストは、購入(自社保有)の場合の機器の仕入れコストと在庫保有率をもとに算出した。
 - 購入(自社保有)分からの貸与件数
＝ 貸与実績〔Ⅱ問1〕－ レンタル卸利用による調達件数〔Ⅱ問4〕
 - 保有機器のうち、貸与していない機器(＝在庫)の台数を算出
在庫台数 ＝ 機器保有台数(期末時点)〔Ⅱ問3〕－ 自社保有分からの貸与台数
 - 貸与1件あたり在庫保有率に換算
貸与1件あたり在庫保有率 ＝ 在庫台数 ÷ 貸与実績〔Ⅱ問1〕
※在庫保有率10%とは、100件の貸与があるとき、貸与中の100台の福祉用具のほか、在庫分として10台を保有していることを意味する。レンタル卸からの調達が存在するため、「稼働率」のような概念ではかることが難しいため、在庫保有率として把握した。
- 機器仕入れコストをもとに、在庫コストに換算
 - 在庫コスト ＝ 購入の場合の仕入れコスト × 貸与1件あたり在庫比率

○ 福祉用具種目別にみた在庫コスト比率

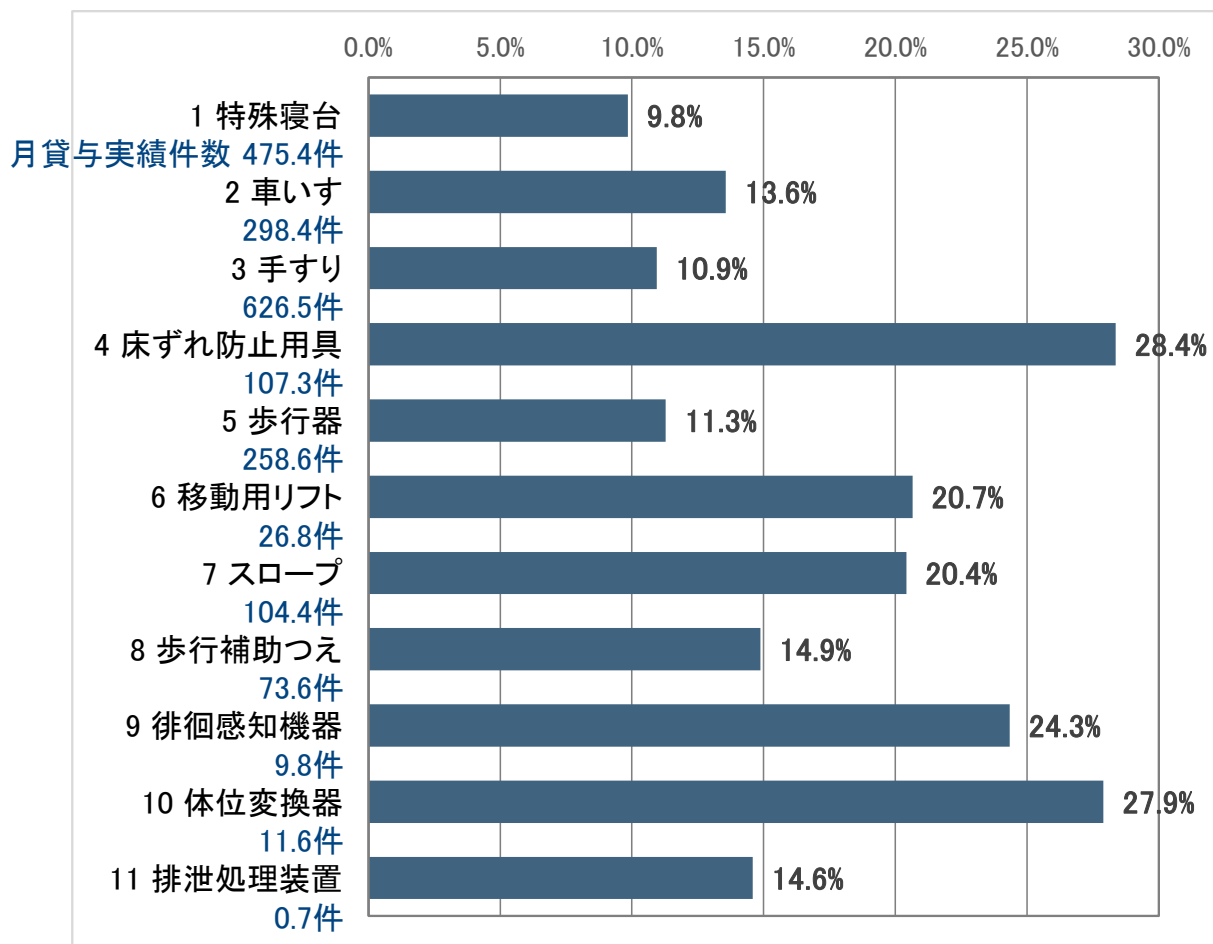
- 今回の調査結果で得られた回答からは、図表 16 のとおり、貸与1件あたり26.0～76.2%の在庫が保有・確保されていることが明らかになった。
- これは、退院をきっかけとする利用開始など、急を要する場合が多い(退院できる態勢・環境をつくらなければ退院ができなくなる)ことから欠品が許容されにくいことや、利用者の状態像や生活状況に合わせた提案をするために多様な機種を保有せざるを得ないことなど、一般的な消費財とは性質が大きく異なる特殊性を有しているため、在庫を抱えざるを得ない事業構造となっていることが影響している。
- また、在庫には、一般に認識されている①倉庫等で保管されている機器のほか、②消毒・メンテナンス等整備中の機器、③体験利用やデモ、入院期間中等で売上の立たない形で利用者に貸与されている機器や、自治体等が行う研修・イベント等へ無償貸与されている機器等も含まれている。
- 在庫保有率とレンタル卸利用比率との相関は見られない。

図表 16 福祉用具種目別 貸与1件あたり在庫保有率



- また、この保有率と機器購入コストから算出した収入に対する在庫コスト比率は、最小 9.8% (特殊寝台) から最大 28.4% (床ずれ防止用具)と、福祉用具の種目に差が生じている。
- 「床ずれ防止用具」や「体位変換器」、「自動排泄処理装置」のような在庫保有率の高い種目では、在庫コスト比率も高く表れている。
- 1ヵ月の貸与件数が100件程度までの貸与件数が比較的少ない種目では、在庫保有率が高い傾向が見られるため、在庫コスト比率が高めに算出される傾向がある。

図表 17 福祉用具種目別 収入に対する在庫コスト比率



② 廃棄コスト

○ 算出・分析方法

- 購入(自社保有)により機器を調達している場合、一定期間利用した後、機器の廃棄処分が必要となる。その廃棄にかかるコストを、貸与台数からレンタル卸利用分を除いた台数で除して、購入(自社保有)による貸与1件あたり廃棄コストと年間廃棄率を算出した。
- 購入(自社保有)による貸与1件あたり廃棄コスト

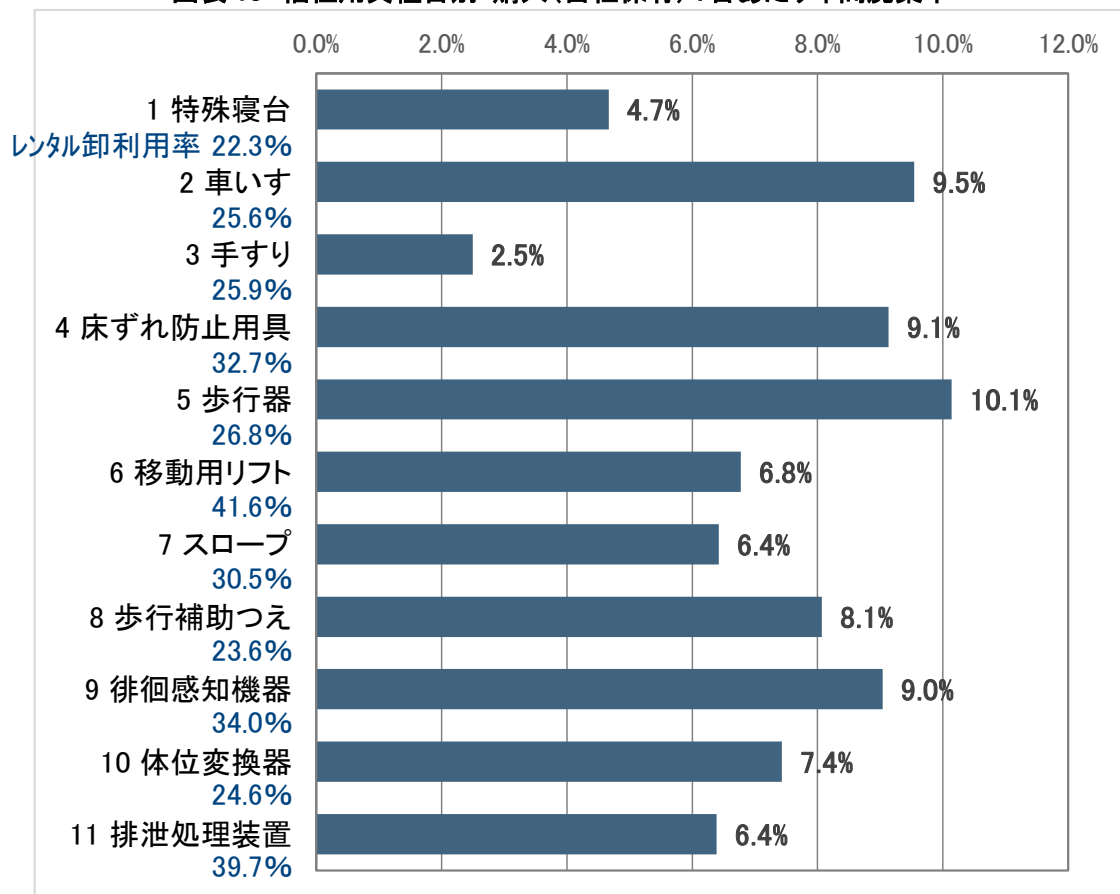
$$= \text{前期廃棄費用(合計額)}[\text{Ⅱ問3}] \div (\text{貸与実績}[\text{Ⅱ問1}] - \text{レンタル卸からの調達台数}[\text{Ⅱ問4}])$$
- 年間廃棄率

$$= \text{前期廃棄台数}[\text{Ⅱ問3}] \div (\text{貸与実績}[\text{Ⅱ問1}] - \text{レンタル卸からの調達台数}[\text{Ⅱ問4}])$$

○ 福祉用具種目別にみた廃棄コスト比率（分析結果）

- 今回の調査結果で得られた回答からは、購入(自社保有)1台あたり年間で 2.5～10.1%の機器が廃棄されていることが明らかになった(図表 18)。
- 利用頻度が高い種目や、部品が多い、屋外で使う等の理由で壊れるリスクの高い種目で廃棄率が高い傾向が見られる。
- 廃棄率が低いもののうち、「手すり」については、給付件数が大きく増えている(付属資料Ⅱ-1 参照)ことが影響していると考えられ、「特殊寝台」については、中古品として下取りまたは販売されていることが影響していると考えられる。(中古品の販売先としては、施設や軽度のため保険給付が受けられない個人、利用期間が長くなっている個人などが存在する)

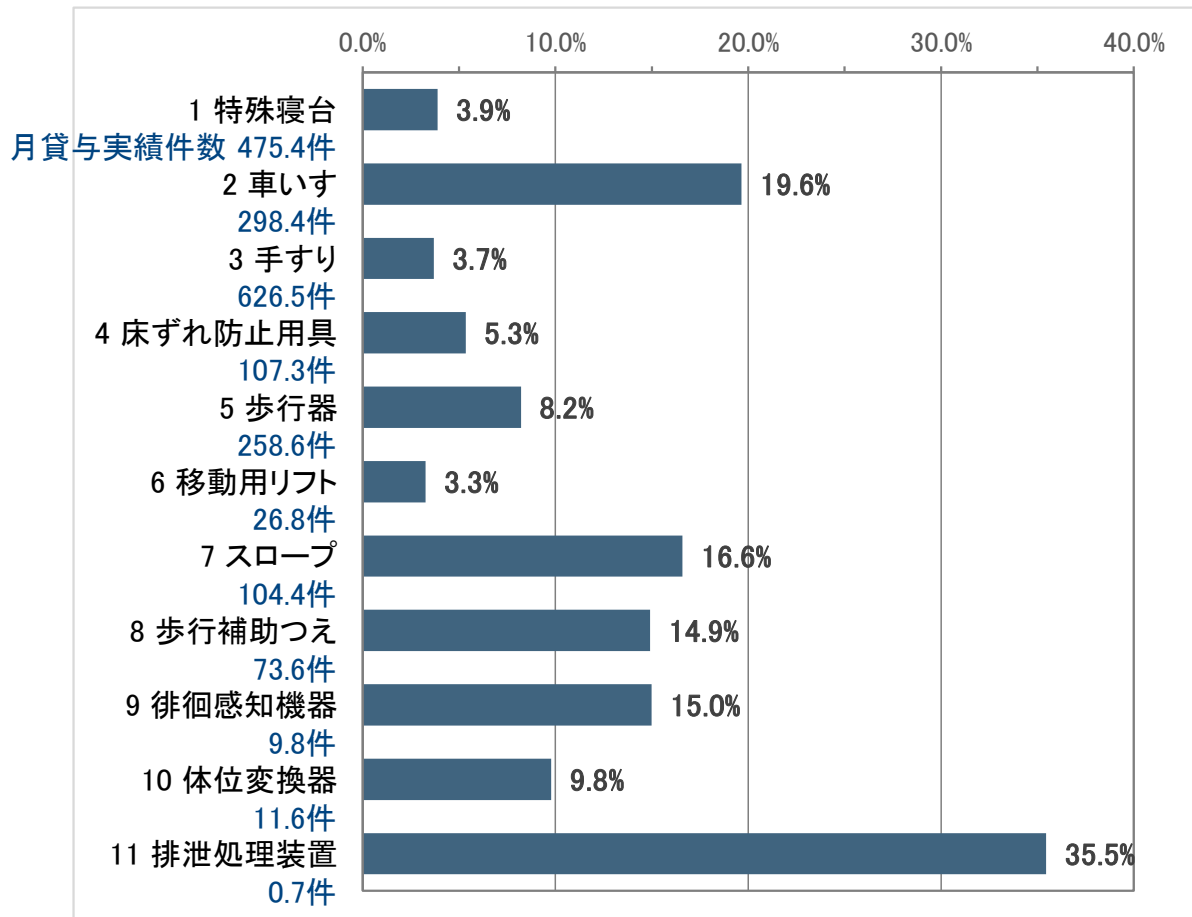
図表 18 福祉用具種目別 購入(自社保有)1台あたり年間廃棄率



※特殊寝台は本体の廃棄率、車いすは本体のうち「その他車いす」の廃棄率をグラフ化

- ・ 収入に対する廃棄コスト比率は、最小 3.3%(移動用リフト)から最大 35.5%(自動排泄処理装置)と、福祉用具の種目によって差が生じている(図表 19)。
- ・ 「自動排泄処理装置」や「車いす」(特に電動車いす)は、1台の機器を廃棄するのにかかる金額が大きい(「自動排泄処理装置」15,441.5 円、「電動車いす」14,952.4 円、「その他車いす」6,254.1 円)ことが影響している。

図表 19 福祉用具種目別 収入に対する廃棄コスト比率



(参考) 1台の福祉用具の廃棄にかかるコスト(廃棄単価)

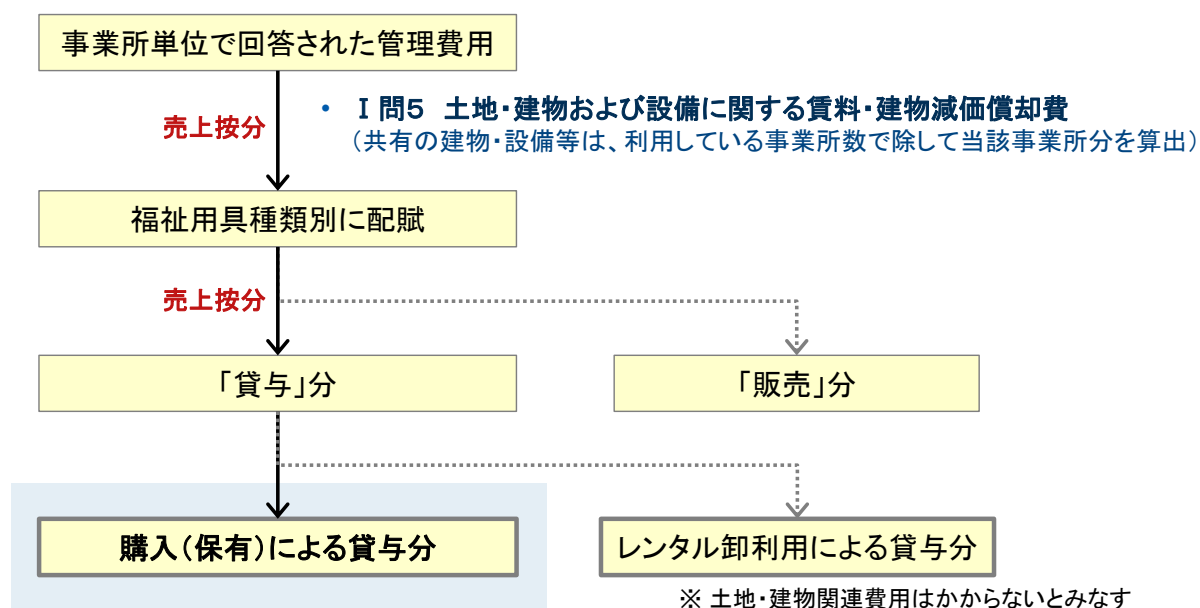
1 特殊寝台	(本体)3,799.7 円 (マットレス)1,039.5 円 (その他付属品)2,256.0 円
2 車いす	(電動車いす)14,952.4 円 (その他車いす)6,254.1 円 (電動補助装置)1,013.8 円 (その他付属品)1,813.8 円
3 手すり	5,007.8 円
4 床ずれ防止用具	4,485.3 円
5 歩行器	1,867.2 円
6 移動用リフト	6,518.2 円
7 スロープ	4,512.8 円
8 歩行補助つえ	1,356.4 円
9 徘徊感知機器	7,650.5 円
10 体位変換器	1,820.8 円
11 排泄処理装置	15,441.5 円

③ 土地・建物コスト(家賃または減価償却費)

○ 算出・分析方法

- 本調査では、「土地・建物および設備に関する賃料・減価償却費」について、事業所単位で把握する調査設計とし、事業所の占有スペースと専有以外の建物・設備とに分けて面積および家賃・減価償却費の把握を行った(Ⅰ問5)。
- 法人全体で負担している建物・設備については、当該施設の面積と費用に加え、共同で利用している事業所数を把握し、事業所単位で必要な面積およびコストを算出するため、専有以外の建物・設備は共同利用している事業所数で除したものを専有面積に足し合わせて総面積、総コスト(月額)を算出した。なお、共有する事業所数が不明な場合など、回答の欠損により正確に総面積、総コストが把握できない場合はエラーとして扱った。
- 福祉用具種目別に価格構造を分析するにあたっては、この費用を各福祉用具種目の売上高で按分して、福祉用具種目別の家賃・減価償却費等の負担額を算出し、さらに貸与実績で除すことにより、貸与1台あたり家賃・減価償却費等を算出した。
- 本来は面積按分が望ましいが、倉庫の利用面積を福祉用具種目別に回答することが事業所側では困難であったこと、大型の機器ほど単価が高い傾向があるため、利用面積と売上額とには相関があると考えられることから、本分析では、売上按分で代替することとした。

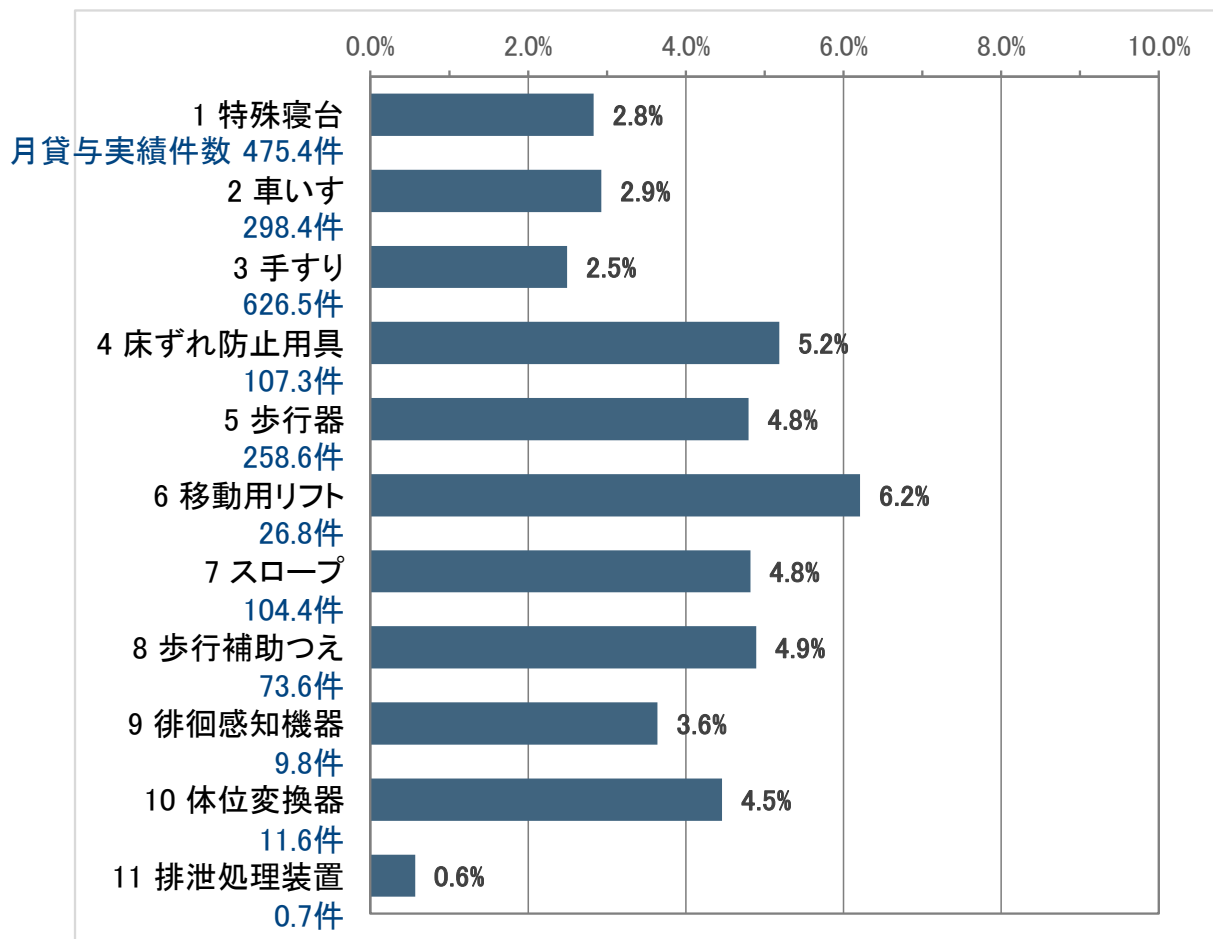
図表 20 事業所単位のコストの福祉用具種目別への配分の考え方



○ 福祉用具種目別にみた土地・建物コスト比率（分析結果）

- ・ 今回の調査結果で得られた回答からは、下図のとおり、収入に対する土地・建物コスト(賃料・減価償却費)比率は、最小 0.6%(自動排泄処理装置)から最大 6.2%(移動用リフト)となった。
- ・ 月貸与実績の多い種目は、土地・建物コストが低めに出る形となった。

図表 21 福祉用具種目別 収入に対する土地・建物コスト(賃料または減価償却費)比率



《参考》1事業所あたり土地・建物コストおよび総面積

- 本調査の回答結果で得られた1事業所あたりの土地・建物費用総額(月額)は平均43.6万円、延床面積は平均566.4㎡である。
- 費用の内訳をみると、事業所の専有スペース(専用の展示スペース)が85%を占める。次いで、倉庫・保管スペースの費用も、10%近くを占めている。
- 必要延床面積の内訳をみると、同様に、事業所の専有スペースが最も7割近くを占めるが、倉庫・保管スペースも約2割、平均112.6㎡を占めている。
- 福祉用具専門相談員による利用者宅の訪問、機器の輸送等に自動車が必要なため、駐車スペース等も必要である。

図表 22 1事業所あたり土地・建物コスト(月額)および総面積

		賃料・減価償却費		延床面積	
合 計		436,239.8円 N= 278	100.0%	566.4㎡ N= 321	100.0%
1㎡あたり		1,166.8円 N= 244		—	
事業所の専有スペース (専用の展示スペース等は含む)		372,455.7円 N= 298	85.4%	389.4㎡ N= 386	68.8%
専有以外の 建物・設備 (複数事業所の 共有スペース)	機器の展示スペース	439.3円 N= 182	0.1%	7.3㎡ N= 233	1.3%
	消毒設備	5,094.2円 N= 188	1.2%	14.4㎡ N= 246	2.5%
	倉庫・保管スペース	41,255.7円 N= 176	9.5%	112.6㎡ N= 231	19.9%
	事務所・その他	18,256.3円 N= 171	4.2%	29.0㎡ N= 222	5.1%

注) 上記は、各セル内の数値が独立のものとして平均値を算出。

各項目ごとに有効回答数(N)が異なるため、内訳の合計値は合計欄の数字と一致しない。

百分率表記は合計に対する比率。内訳の百分率を合計しても100%とはならない。

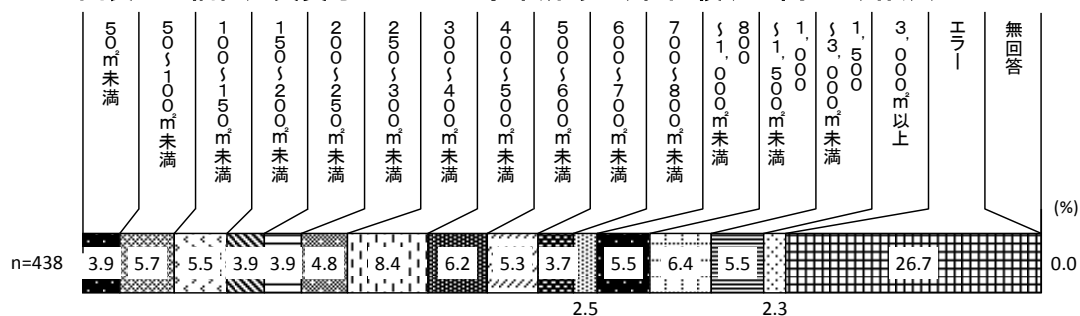
- 地域(級地区分)別に土地・建物コストをみると、1級地、2級地では賃料・減価償却費が高く、その他地域では安い。3～7級地では大きな差が見られない。一方で、延床面積の傾向をみると、各サンプルが小さいため、特定の傾向は見られない。この表の平均値ベースで賃料・減価償却費÷延床面積により㎡単価を算出してみると、賃料・減価償却費(実額)以上に明確に、都市的な級地であるほど単価が高い傾向が表れた。

図表 23 級地区別 1事業所あたり土地・建物コスト(月額)および総面積

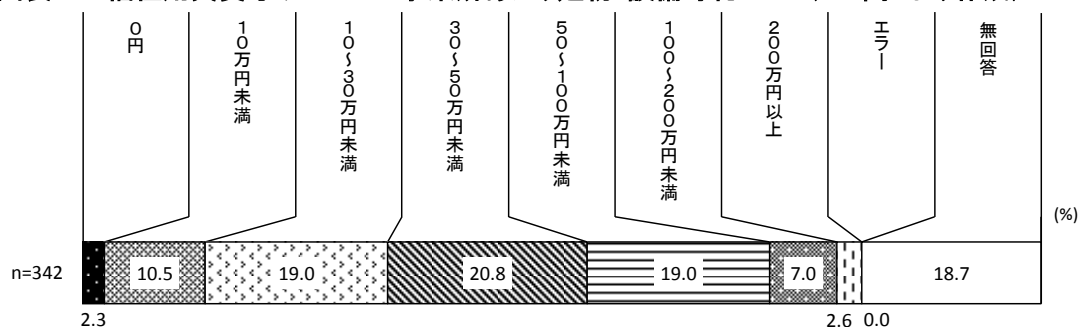
	土地・建物コスト		延床面積		㎡単価
全 体	436,240円	N= 278	566.4㎡	N= 321	770.2円
1 級 地	609,384円	N= 20	352.4㎡	N= 24	1,729.2円
2 級 地	643,054円	N= 16	716.9㎡	N= 17	897.0円
3 級 地	414,178円	N= 24	505.2㎡	N= 26	819.8円
4 級 地	465,269円	N= 24	398.3㎡	N= 24	1,168.1円
5 級 地	450,152円	N= 26	579.6㎡	N= 26	776.7円
6 級 地	445,510円	N= 37	617.7㎡	N= 47	721.2円
7 級 地	483,240円	N= 42	707.9㎡	N= 58	682.6円
そ の 他	308,878円	N= 90	479.4㎡	N= 99	644.3円

- 福祉用具貸与サービスの1事業所あたり総面積の分布をみると、「200～250 m²未満」が8.4%とやや多いが、「50 m²未満」から1,000 m²を超えるものまで、分散しているのが特徴である。
- 1事業所あたりの建物・設備等総コスト(月額)はも、面積同様、分散傾向にある。面積の違いを除いて傾向を見るため、1m²あたりに換算しても、分散傾向が見られている。

図表 24 福祉用具貸与サービス1事業所あたり総面積(Ⅰ-問5より作成)



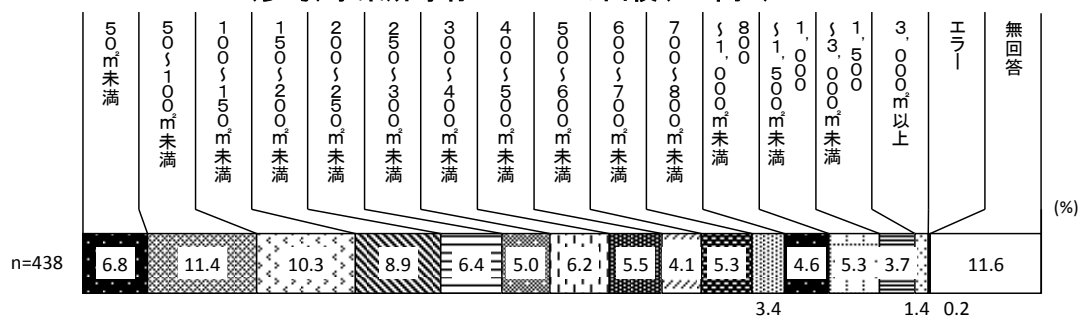
図表 25 福祉用具貸与サービス1事業所あたり建物・設備等総コスト(Ⅰ-問5より作成)



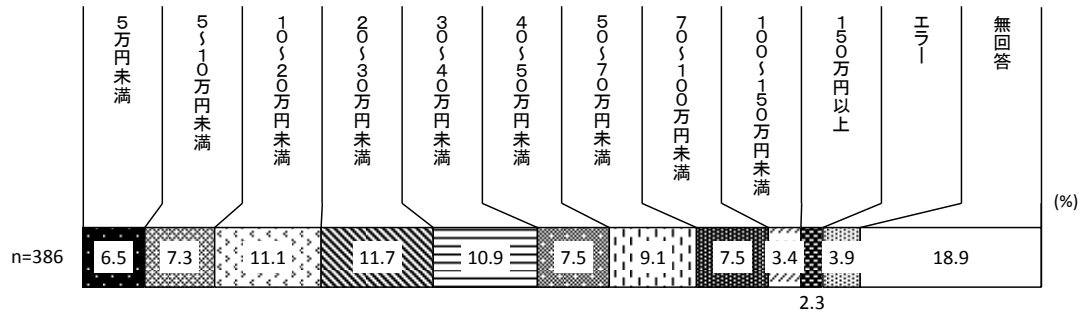
(参考)福祉用具貸与サービス1事業所1m²あたり建物・設備等賃料・原価償却額(Ⅰ-問5より作成)



(参考)事業所専有スペースの面積(Ⅰ-問5)



(参考)事業所専有スペースの賃料・建物減価償却費(Ⅰ-問5)



《参考》事業所の運営にかかる経費

- 本調査では、以下の管理・運営コストが把握されているが、以下のような点で、他の項目と重複計上となっており、正確な経営数値が把握できていないことから、以下では参考として掲載する。
 - 「その他直接経費」には、「土地・建物質料または減価償却費」や「廃棄コスト」が含まれている。
 - 事業所が直接負担する経費の「人件費」には、福祉用具相談専門員等現場職員の給与等が含まれている。
- など
- 回答された運営コスト全体を 100%とした場合、本社・本部等で発生している経費が約3割、事業所が直接負担している費用が約7割となっている。
- 本社・本部経費も、事業所経費も、人件費が約5割、直接経費が4割強となっており、委託費は全体の1割に満たない。
- 直近に実施された平成 26 年の介護事業経営実態調査によれば、福祉用具貸与事業所の総収入に対する人件費割合は 33.1%となっており、本調査結果の方がやや高い結果となっている。
- 消毒・メンテナンスにかかる費用が運営コストに占める割合は約7%である。この費用は、本社・本部が負担する金額と事業所が直接負担する金額がおおむね半々となっている。
- 教育・研修にかかる費用が運営コストに占める割合は、1%に満たない結果となった。この費用は、本社・本部が負担している金額が約9割、事業所が直接負担する金額は約1割であった。
- 品質の維持・向上の取り組みの表れのひとつとして、認証取得にかかる費用についても回答欄を設けたが、実態としてはほとんど費用がかけていないことが明らかとなった。

図表 26 1事業所・1ヵ月あたり事業所運営経費

	計	人件費	委託費	その他直接経費
運営コスト 計	9,593,307 N= 399	4,949,647 N= 395	397,117 N= 286	4,344,890 N= 372
うち 消毒・メンテナンス(機器の保守・管理)	643,608 N= 370	305,933 N= 309	55,492 N= 272	296,062 N= 357
うち 教育・研修	59,526 N= 291	15,816 N= 270	9,089 N= 254	32,123 N= 276
うち 認証取得にかかる費用 (シルバーマーク、ISO、消毒マーク 等)	1,299 N= 276	0 N= 253	0 N= 250	890 N= 268
本社・本部等管理経費(貴事業所負担分)	3,117,207 N= 275	1,550,983 N= 325	103,247 N= 281	1,420,248 N= 363
うち 消毒・メンテナンス(機器の保守・管理)	356,144 N= 315	214,959 N= 292	5,068 N= 261	119,619 N= 287
うち 教育・研修	51,381 N= 286	13,932 N= 268	9,140 N= 250	26,754 N= 269
うち 認証取得にかかる費用 (シルバーマーク、ISO、消毒マーク 等)	859 N= 271	0 N= 249	0 N= 247	606 N= 259
事業所が直接負担する経費	6,984,062 N= 360	3,881,814 N= 354	249,871 N= 261	2,727,807 N= 349
うち 消毒・メンテナンス(機器の保守・管理)	348,979 N= 309	87,117 N= 247	41,038 N= 242	210,103 N= 295
うち 教育・研修	5,700 N= 257	365 N= 232	0 N= 229	4,562 N= 247
うち 認証取得にかかる費用 (シルバーマーク、ISO、消毒マーク 等)	33 N= 243	0 N= 233	0 N= 231	18 N= 235

注) 上記は、各セル内の数値が独立のものとして平均値を算出。

各項目ごとに有効回答数(N)が異なるため、縦計、横計は一致しない。

 アンケートで回答頂いた項目

※分布のうち、上位・下位各5%を除外して平均値を算出

(3) サービスコスト

① 算出・分析方法

- 福祉用具を単品で新規に貸与した場合を想定し、貸与にかかるサービスプロセス毎の実施回数、1回あたりの所要時間および実施者の職種について把握を行った。

- この結果を用いて、まず、各プロセスのサービス所要時間を算出した。

各プロセスのサービス所要時間 = 1回あたり概算所要時間〔Ⅱ問6〕 × 実施回数〔Ⅱ問6〕

- 職種ごとの平均給与(時給換算)〔Ⅰ問6〕を用いて、職種ごとの常勤・非常勤比率を勘案し、計算用の平均時給を作成した。

計算用時給 = 常勤給与 ÷ 176 時間※ × 常勤職員数 / 常勤・非常勤合計
+ 非常勤時給 × 非常勤職員数 / 常勤・非常勤合計

※月 176 時間(1 日 8 時間 × 22 日)と想定して計算。

ただし、リハビリ職員、建築士は出現率が低いため、参考値。

- 各プロセスを実施している職種の構成比に応じて、計算用時給を乗じてプロセス毎のサービスコストを算出。

各プロセスのサービスコスト = 各プロセスの所要時間 × 実施者の構成比に応じた計算用時給

- プロセス毎に算出されたサービスコストを、すべてのプロセス分足し挙げて 1 貸与期間あたり サービスコストを算出した。このとき、「搬入・搬出」「消毒、機器の修理・保守」のプロセスは貸与事業所側には発生しないと想定し、この2項目は、レンタル卸利用率を考慮して計算した。

- なお、サービスプロセスは貸与期間全体を通じて発生する費用であるため、収入も月額に「貸与期間」を乗じた額を算出した上で比較・分析を行った。

1 貸与期間あたり収入 = 貸与 1 件あたり収入(月額)(P16 参照) × 貸与期間〔Ⅱ問5〕

《参考》職種別 常勤・非常勤別 平均時給

- 調査票Ⅰ問6の回答結果より作成した、職種別 常勤・非常勤別 平均時給は下表のとおりである。
- 平成 26 年度介護事業経営実態調査の結果では、常勤換算職員1人あたり給与費(月額) 335,037 円、福祉用具専門相談員(常勤換算)1人あたり給与費(月額) 342,583 円となっており、この結果と比較的近い水準であることから、当該設問の回答の妥当性・信頼性は一定程度確保されていると考えられる。
- 地域(級地区分)別に給与等の状況をみると、緩やかに都市部ほど人件費が高い傾向が見られる。

図表 27 職種別 常勤・非常勤別 平均時給および計算用時給

	常 勤		非常勤 時 給	計算用 時 給	常勤職員数(平均)	
	給与月額	時給換算※			常勤	非常勤
管理職	412,166	2,342	3,228	2,380	1.24	0.05
福祉用具専門相談員	315,193	1,791	932	1,750	9.65	0.52
その他職員	223,100	1,268	888	1,180	3.73	1.07
リハビリ専門職	370,688	2,106	—	2,110		
建築士	318,766	1,811	—	1,810		

※月176時間(1日8時間×22日)と想定して計算

斜字体：サンプル数が少ないため参考値

(参考)図表 級地区別にみた職種別 常勤・非常勤別 平均時給

常 勤	管理職		福祉用具専門相談員		その他職員		リハビリ専門職		建築士	
	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数
全 体	412,166	1.2	315,193	9.7	223,100	3.7	370,688		318,766	
1 級 地	492,739	1.0	330,960	9.8	233,200	2.6	200,500	0.1	270,000	0.1
2 級 地	503,343	1.2	367,864	13.9	285,886	4.8	—	0.0	—	0.0
3 級 地	454,949	1.1	349,801	13.3	227,524	2.4	—	0.0	—	0.1
4 級 地	397,151	1.2	317,973	12.6	227,163	3.7	452,500	0.1	296,000	0.2
5 級 地	402,337	1.2	295,310	8.6	210,841	2.6	—	0.0	—	0.2
6 級 地	441,399	1.1	343,434	10.3	219,139	3.0	—	0.0	—	0.0
7 級 地	416,333	1.3	327,978	9.7	239,174	3.2	230,000	0.1	380,194	0.2
そ の 他	379,365	1.4	272,382	7.9	204,675	1.9	250,000	0.0	266,947	0.1

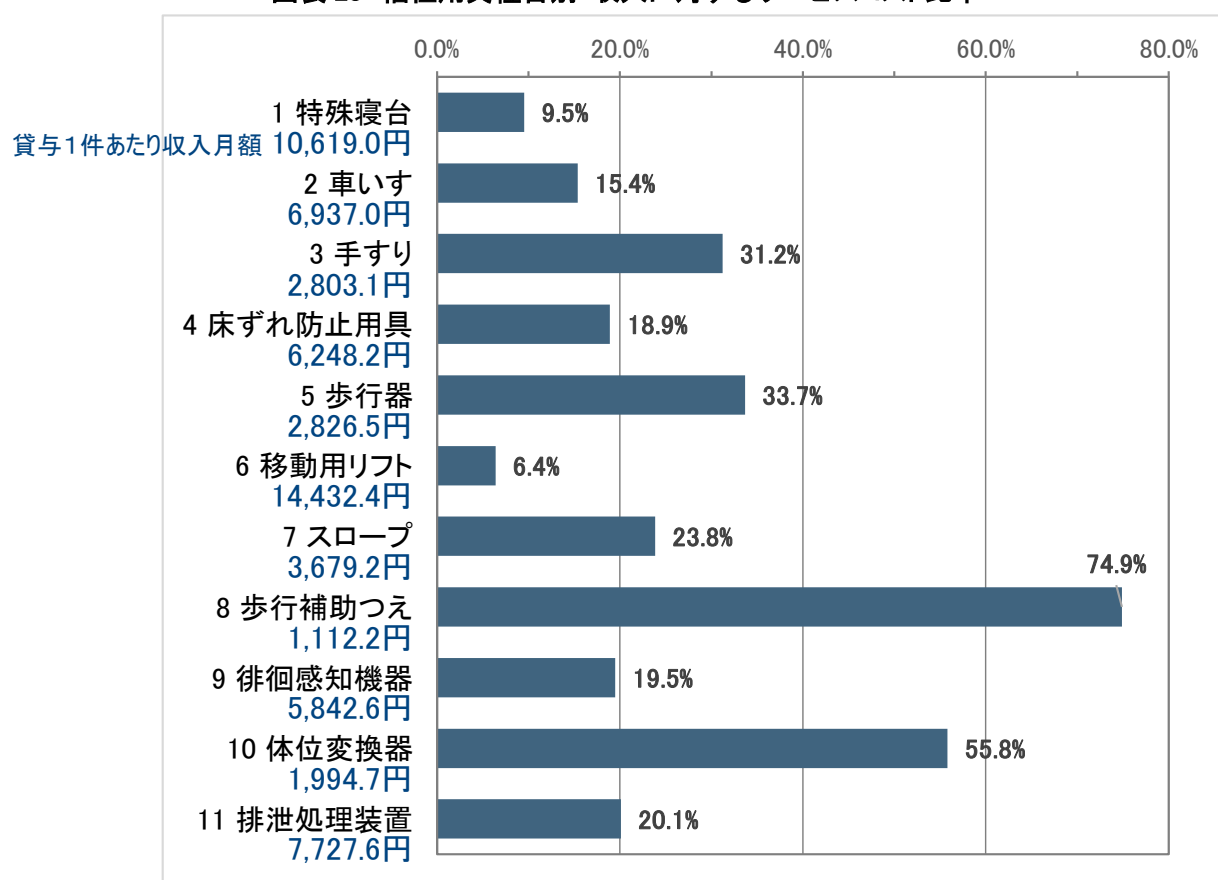
非 常 勤	管理職		福祉用具専門相談員		その他職員	
	平均時給	職員数	平均時給	職員数	平均時給	職員数
全 体	3,228	0.1	932	0.5	888	1.1
1 級 地	—	0.0	1,017	0.4	1,147	0.5
2 級 地	—	0.0	953	0.5	958	1.0
3 級 地	—	1.0	960	1.0	983	0.9
4 級 地	—	0.0	965	0.5	934	1.8
5 級 地	—	0.0	882	0.3	893	1.1
6 級 地	—	0.0	926	0.1	897	0.8
7 級 地	—	0.0	908	0.3	857	1.1
そ の 他	—	0.0	918	0.1	823	0.3

斜字体：サンプル数が少ないため参考値

② 福祉用具種目別にみたサービスコスト比率（分析結果）

- 収入に対するサービスコスト比率は、最小 6.4%(移動用リフト)から 最大 74.9%(歩行補助つえ)まで、福祉用具の種目によって大きな差が生じる。
- 貸与1件あたり収入が小さい種目ほど、サービスコスト比率が高くなる傾向がある。
- なお、本調査では、各福祉用具を単品で導入した場合を想定してサービスにかかる所要時間や実施回数を回答頂いているが、実態としては、複数の福祉用具を同時に導入したり、住宅改修を同時に実施したり、場合によっては他の在宅サービスの導入も合わせて検討する場合も多いことに留意が必要である。

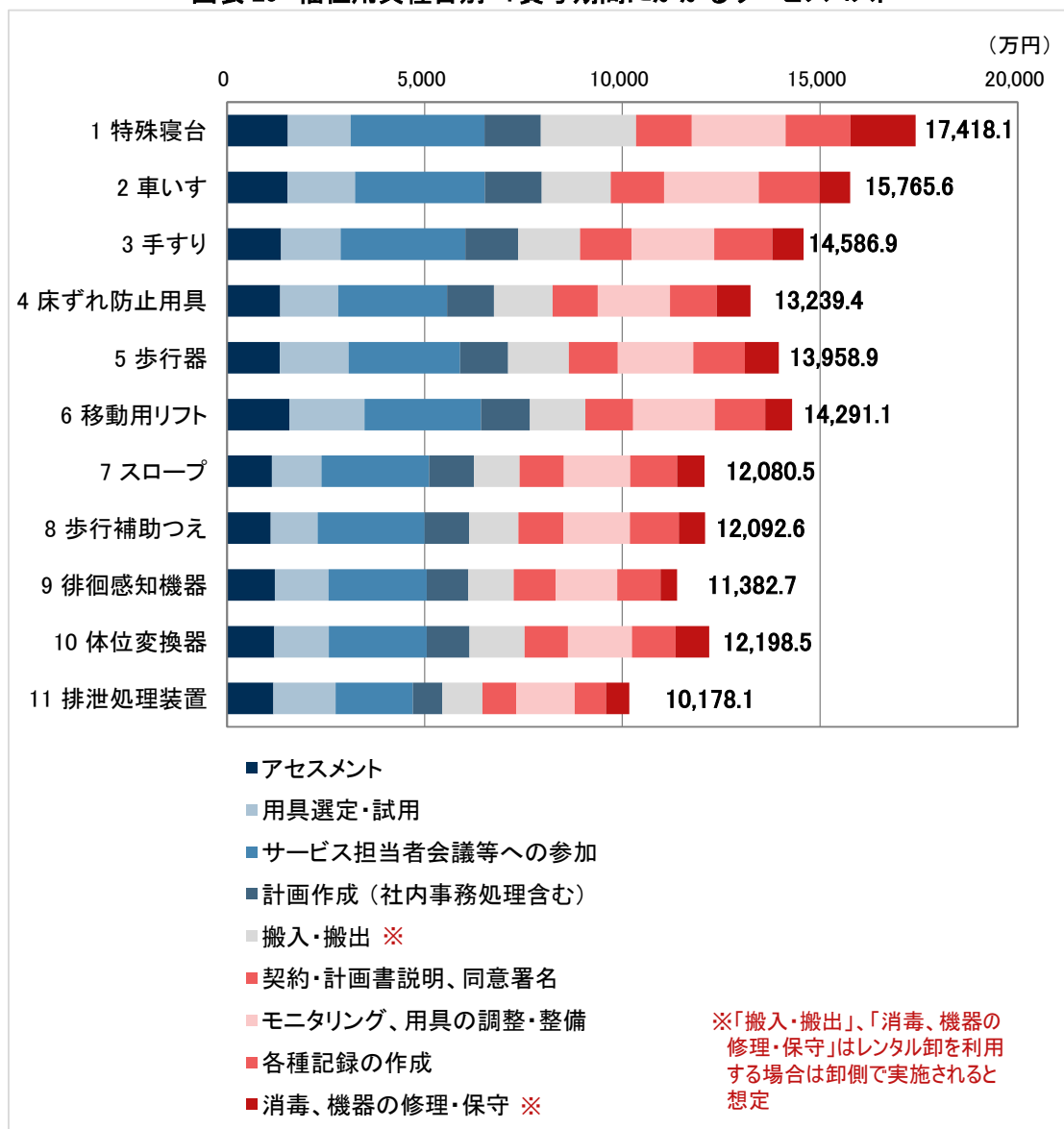
図表 28 福祉用具種目別 収入に対するサービスコスト比率



③ 福祉用具種目別にみたサービスコストの内訳（分析結果）

- ・ サービスコストを金額ベースで見ると、最も低い自動排泄処理装置(10,178.1 円)から最も高い特殊寝台(17,418.1 円)までと、比率で見ると比べて差が小さい。福祉用具の収入月額や件数、貸与期間等によらず、定額型でコストが生じていることがうかがわれる。
- ・ 貸与サービスのプロセスの中で、最もコストがかかっているのは、「サービス担当者会議等への参加」で、福祉用具の種目によって全プロセスの 19.4～22.5%が費やされている。次いで、「モニタリング」13.3～15.2%、「搬入・搬出」9.6～13.9%となっている。
- ・ これらは、利用者の立場にたった専門的見地から福祉用具選定に情報提供・助言等するために重要なプロセスである。
- ・ ただし、福祉用具の種目によって、各プロセスのコスト比率が異なる。
 - ・ 「用具選定・試用」は、最もシェアが高い自動排泄処理装置 11.4%と最も低い特殊寝台 9.1%で 6.6 ポイントの差がある。
 - ・ 同様に、「消毒、機器の修理・保守」も、認知症老人徘徊感知機器 3.7%から特殊寝台 9.4%まで、5.8 ポイントの差が生じており、身体に接して利用される種目で高いといった特性が表れている。

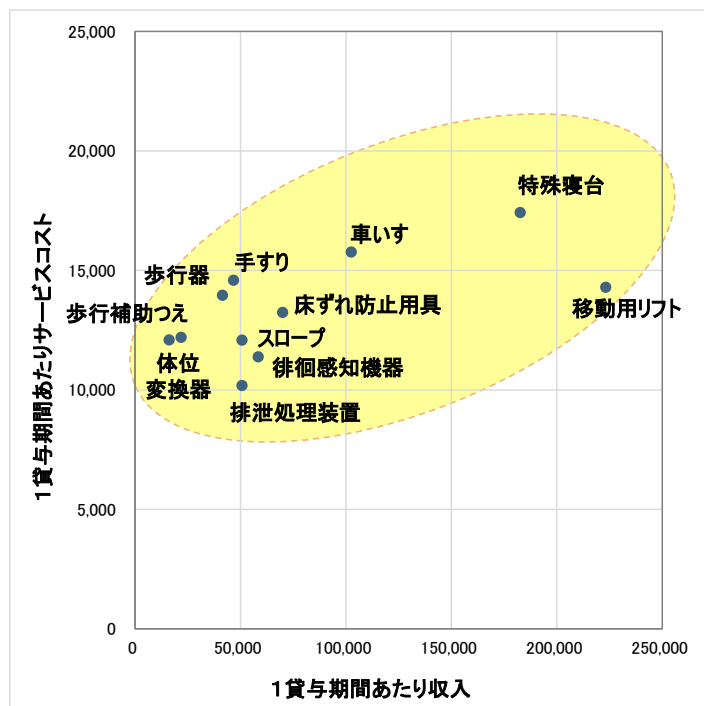
図表 29 福祉用具種目別 1貸与期間にかかるサービスコスト



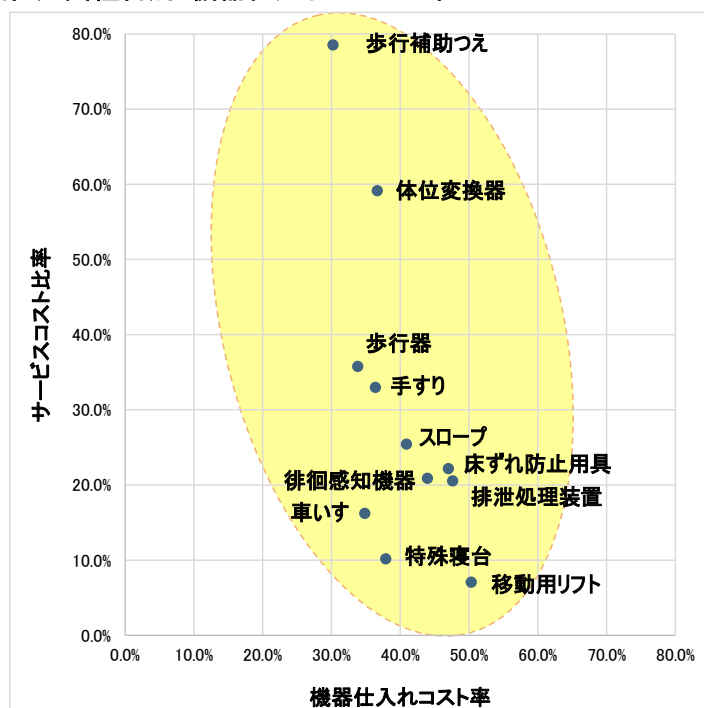
④ 福祉用具種目別収入、機器仕入れコスト と サービスコスト の関係性

- 収入額が高い用具の方がサービスコストも高いという緩やかな相関が見られるが、その傾きは小さい。ここに、サービスコストの差は、収入ほどはなく、比較的安価な用具（歩行補助つえ、体位変換器など）であっても、アセスメント等のサービスを行うには一定の時間がかかっている様子が表れている。
- 収入に対する機器仕入れコスト比率とサービスコスト比率の関係をみると、機器仕入れコスト比率が高い用具ほどサービスコスト比率が低く出やすいという逆相関の関係が見られる。ただし、仕入れコスト比率の方が分散が小さいため、急な傾きとなっている。

図表 30 福祉用具種目別 収入(1貸与期間) と サービスコスト(1貸与期間) の関係性



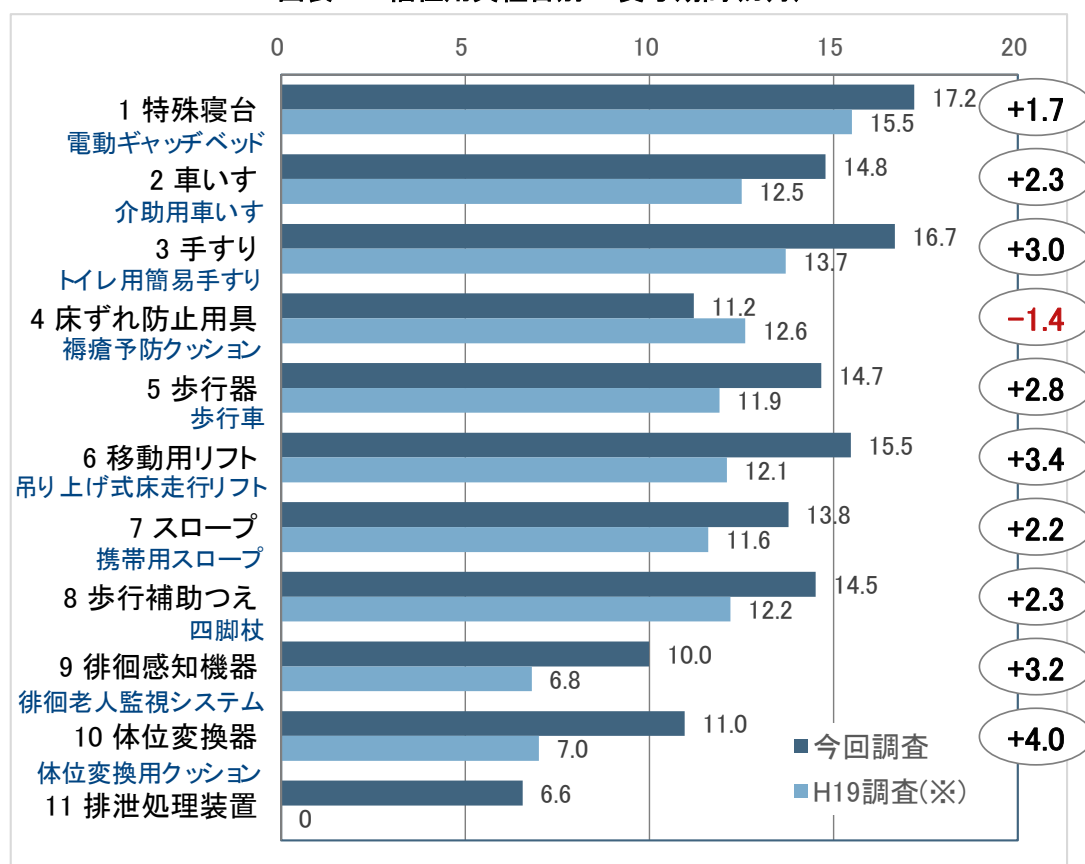
図表 31 福祉用具種目別 機器仕入れコスト比率 と サービスコスト比率 の関係性



《参考》1貸与期間

- 本調査で把握された福祉用具の「1貸与期間」(ひとりの高齢者が、同一の機種を利用し(貸与を)始めてから終了するまでの期間)は、種目によって6.8～17.2ヵ月となっている。
- この回答の信頼性を確認するため、過去に、貸与期間の把握を実施している平成19年度テクノエイド協会調査結果との比較分析を行ったところ、「床ずれ防止用具」を除き、本調査結果の方が1.7～4.0ヵ月ほど長いことが確認された。
- ただし、テクノエイド協会調査では、機器のタイプを詳細に特定して実施していることから、対比するには配慮が必要である。例えば、「床ずれ防止用具」は、テクノエイド協会調査では、「褥瘡予防クッション」(12.6ヵ月)と「褥瘡予防マットレス及びカバー」(10.4ヵ月)の掲載があり、前者を取上げて比較した。
- この差が生じている要因についてヒアリング調査で補足したところ、事業者の実感と比べても長めであることが確認されており、以下のような解釈ができる旨、指摘が得られている。
- 本調査の回答では、入院期間中で売上を立てないが機器を回収していないケースや、自費による貸与など、介護保険を使って収入を得ていない期間が含まれている可能性があること。
- 最も期間の長い「特殊寝台」は、機器の機能が高まり、中～重度まで継続して利用できるようになってきているため、調査時点の違いからその影響が含まれていると考えられること。
- また、ヒアリング調査では、利用者によっても貸与期間に大きな差が生じていることや、状態像が安定するまでは短期間で機種の変更等があること等に、考慮が必要であるとの指摘が得られている。

図表 32 福祉用具種目別 1貸与期間(ヵ月)

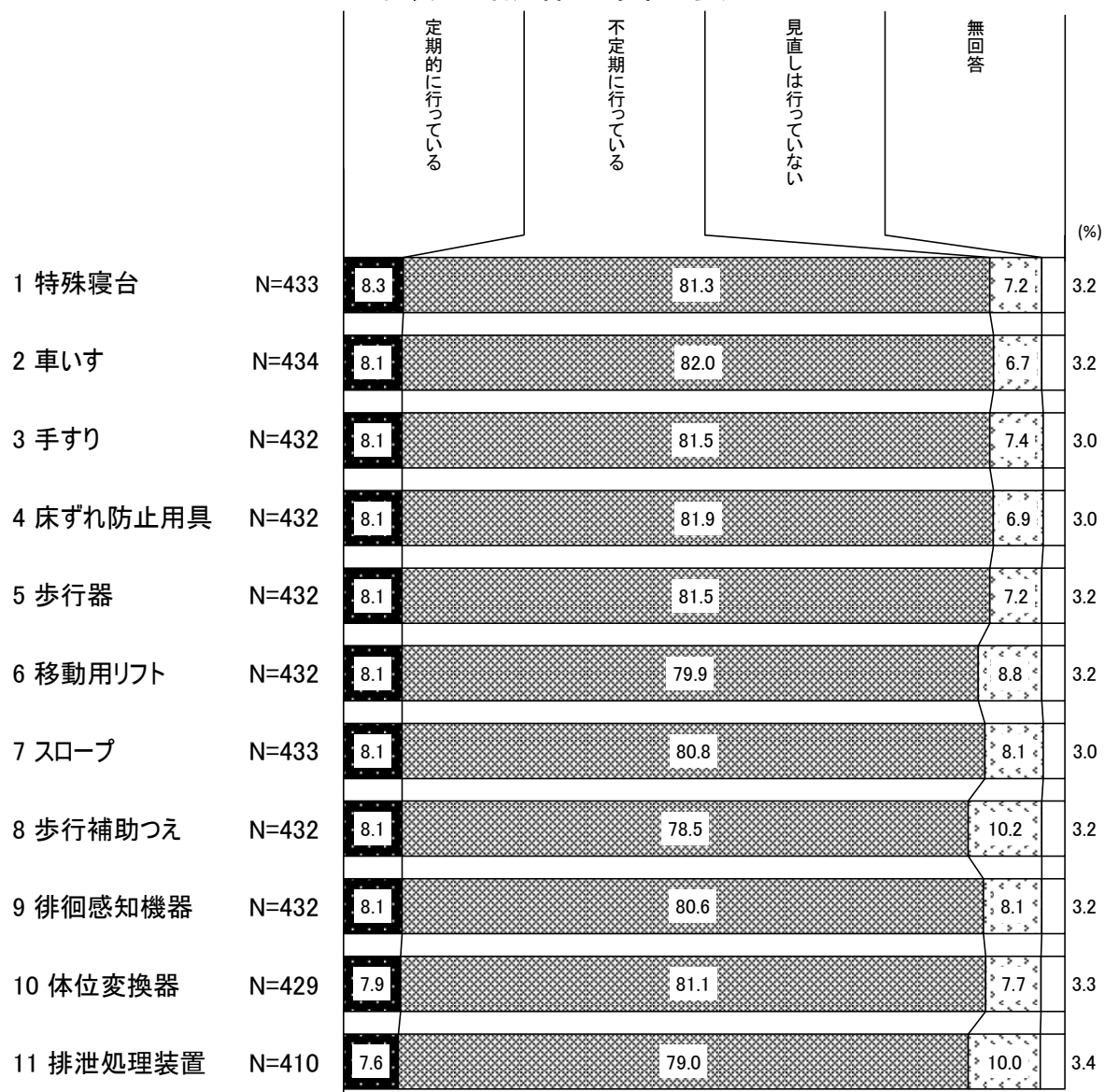


(※)H19 調査：財団法人テクノエイド協会「介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究事業 報告書」(平成20年3月)

4) 利用料金の見直し状況

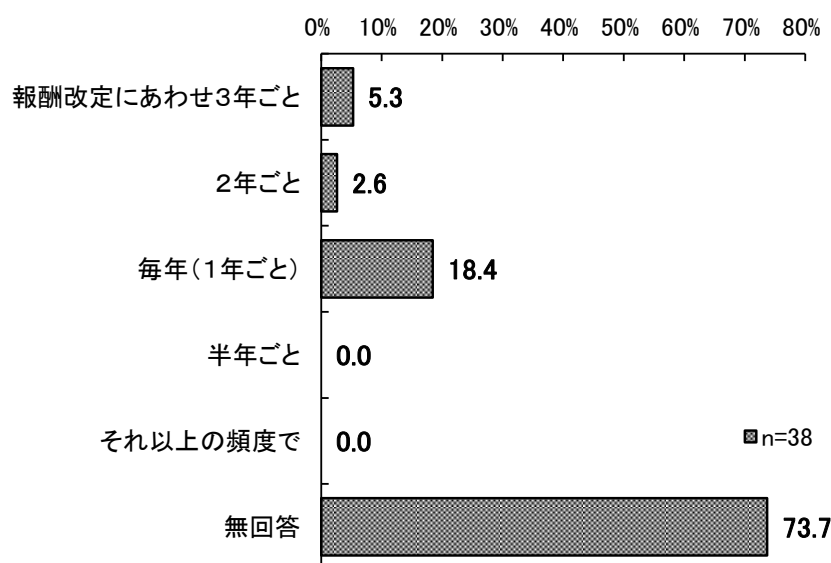
- 福祉用具の利用料金の見直しは、いずれの種目でも約8%が「定期的に行っている」、約 80%が「不定期に行っている」と回答しており、「見直しを行っていない」は約8%程度であった。

図表 33 利用料金の見直し状況

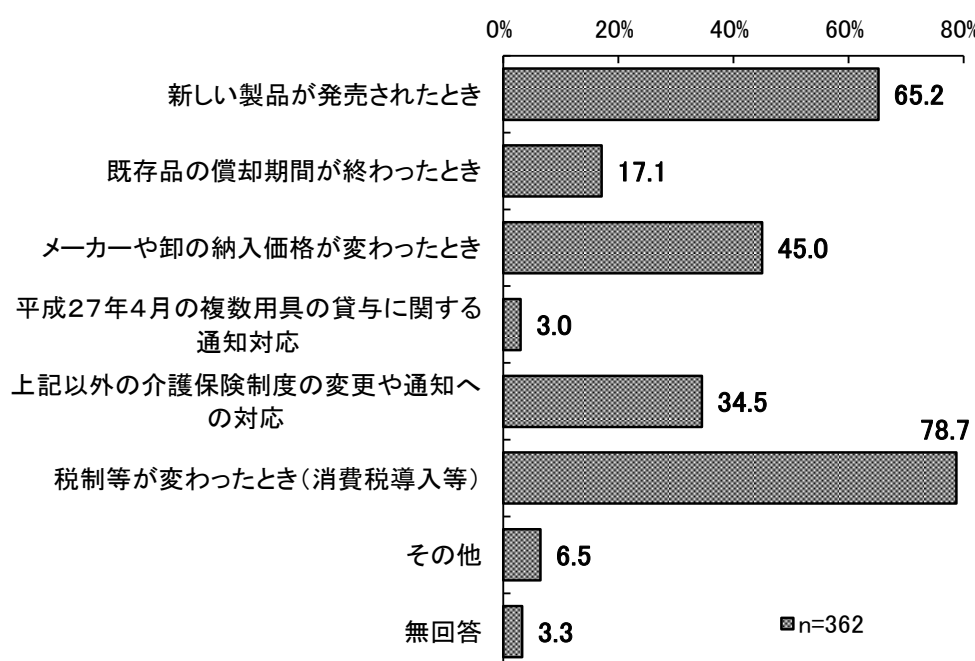


- 定期的な見直しの実施タイミングについては、無回答が多く、傾向を見出すことが難しい。
- 不定期的な見直しの実施タイミングでは、「税制等が変わったとき」が 78.7%と最も高く、次いで「新しい製品が発売されたとき」65.2%、「メーカーや卸の納入価格が変わったとき」45.0%の順となっている。
- 新製品の発売タイミングは、福祉用具の種目によっても異なる。新商品の上市頻度が高い「車いす」や「歩行器」は毎月のように新製品が上市されている。
- 制度対応型の見直しよりも、市場の変化や影響を考慮した見直しが中心となっている。

図表 34 定期的な見直しの実施タイミング



図表 35 不定期的な見直しの実施タイミング



3. 特定福祉用具販売の価格構造

- 介護保険制度では、浴室やトイレで使用するもので、直接身体に触れる福祉用具については、「特定福祉用具販売」として購入費用に対する助成が行われる。平成25年度の介護保険給付費でみると、福祉用具貸与が約2,580億円であるのに対し、特定福祉用具の購入費助成や約139億円と福祉用具貸与の約5%の規模である。
- 特定福祉用具販売の販売実績の多くが「入浴補助用具」と「腰掛便座」で、それ以外の利用はほとんどみられない。「入浴補助用具」や「腰掛便座」も、その1ヵ月・1事業所あたり利用件数は、それぞれ平均18.5件、平均6.4件と、福祉用具貸与の件数と比べて非常に少ない。
- 特定福祉用具販売における販売1件あたりの機器仕入れコスト比率(収入に対する割合)は、57.1～67.1%と、福祉用具の種目や販売実績の多寡によらず、おおむね同水準になっている。
- 特定福祉用具販売の場合では、機器仕入れコスト以外にかかるのは、土地・建物コストとその他(販管費等)程度であり、在庫コストや廃棄コスト、サービスコストは福祉用具貸与に比べかなり少ないと想定される。
- 土地・建物コストを、貸与の場合と同様、売上按分で加算すると、「入浴補助用具」の場合で収入に対する比率が68.2%、「腰掛便座」の場合で24.4%となった。

図表 36 特定福祉用具販売の価格構造

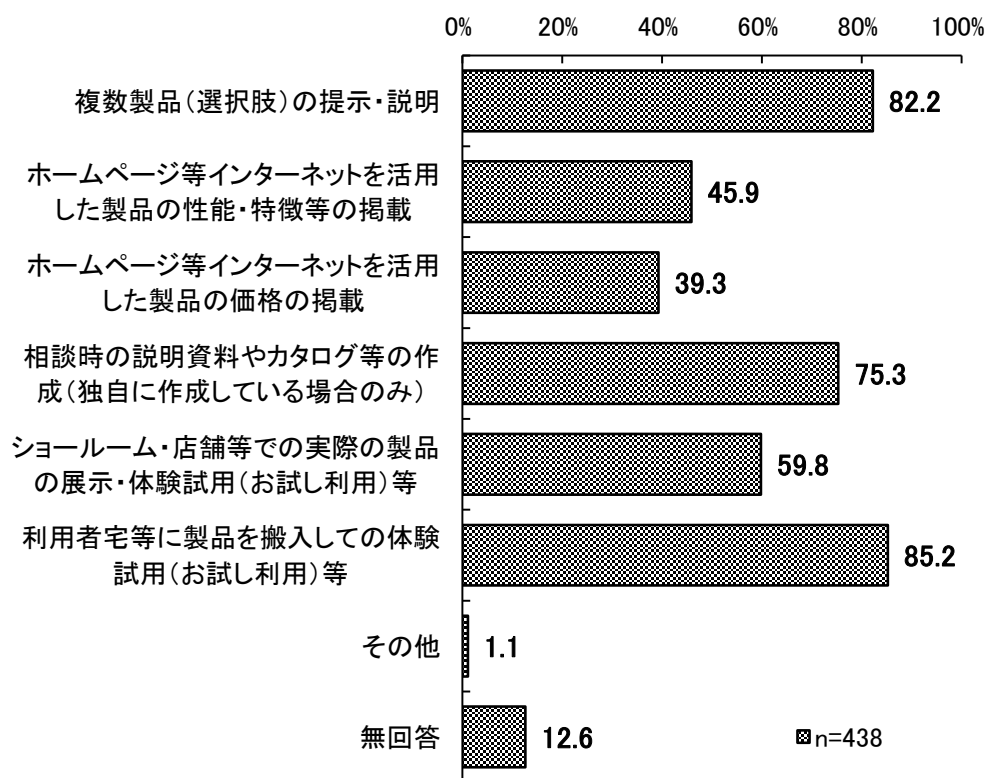
	1事業所あたり 販売実績	1件あたり収入	1件あたり 機器仕入れコスト	土地・建物コスト
腰掛便座	6.36 件	33,769.3 円	22,043.1 円	8,255.5 円
収入に対する比率	—	—	65.3%	24.4%
自動排泄処理装置の 交換可能部品	0.01 件	16,821.9 円	11,285.4 円	0.0 円
収入に対する比率	—	—	67.1%	0.0%
入浴補助用具	18.51 件	18,633.6 円	11,321.9 円	12,716.1 円
収入に対する比率	—	—	60.8%	68.2%
簡易浴槽	0.00 件	56,000.0 円	32,000.0 円	0.0 円
収入に対する比率	—	—	57.1%	0.0%
移動用リフトのつり具部分	0.02 件	35,062.3 円	23,170.1 円	0.0 円
収入に対する比率	—	—	66.1%	0.0%

4. 利用者による選択・自己決定、サービスの質の維持・向上のための取り組み

1) 利用者の選択・自己決定のための取り組み

- 福祉用具貸与事業所が、利用者による選択・自己決定のために行っている取り組みでは、「利用者宅に製品を搬入しての体験利用（お試し利用）等」が最も多く、85.2%を占めた。
- 次いで、「複数製品（選択肢）の提示・説明」も 82.2%の事業所で行われている。
- これらは、個別ヒアリング調査で指摘された、アセスメント～用具の選定・試用の際に、複数の機器を利用者宅に持ち込んで、実際に自宅で利用できるかをチェックすること、車いすや歩行器など動かして利用するものの場合は、必要と判断された場合は、候補となる複数の機種を体験試用のために利用者宅に置いて帰り、一定の期間（1～2週間程度）、実際に利用しながら生活をして選択をすること等とも符合する結果となっている。
- また、「相談時の説明資料やカタログ等の作成」も、75.3%の事業所で行われているのに対し、「ホームページ等インターネットを活用した製品の性能・特徴等の掲載」（45.9%）や「ホームページ等インターネットを活用した価格の掲載」（39.3%）は4割前後程度でのみ行われていた。
- これは、利用者が高齢者のため、必ずしもインターネット等の利用が便利とも言えないことや、福祉用具の特性として言葉や写真で性能・特徴を説明しても伝わりにくく、実際に見たり、使ったりしながらでなければ、その人の状態や暮らしぶりに合った機種が選びにくいといったことが影響していると考えられる。

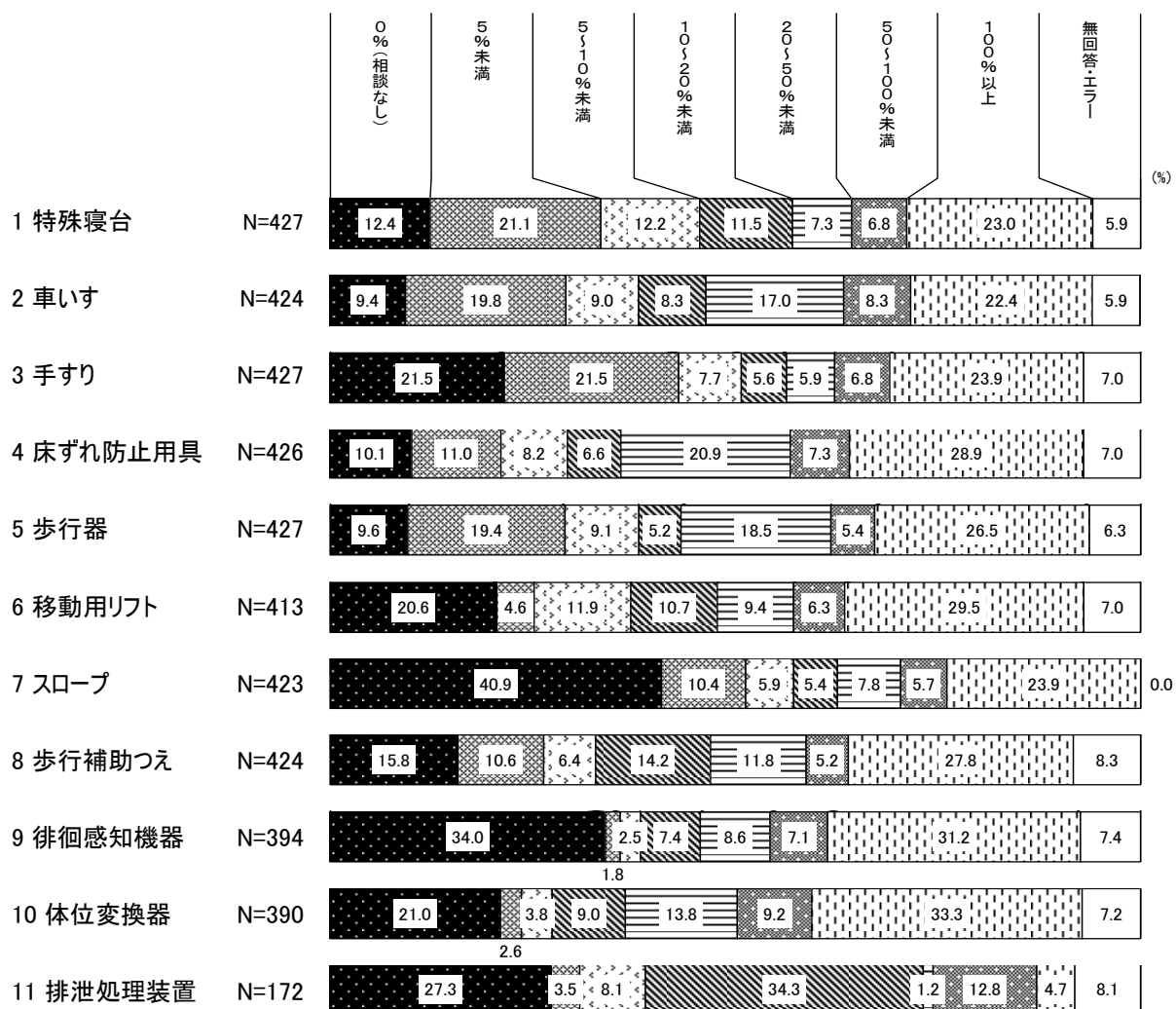
図表 37 利用者の選択・自己決定のための取り組み



2) 福祉用具貸与サービスの質の維持・向上のための取り組み

- 福祉用具貸与事業所以外の専門職に相談・助言を求めた割合〔Ⅱ問2〕は、福祉用具の種目によっても差があるが、貸与実績の50%以上相談している事業所が3～4割程度を占めている。

図表 38 福祉用具種目別 事業所外の専門職に相談・助言を求めた割合

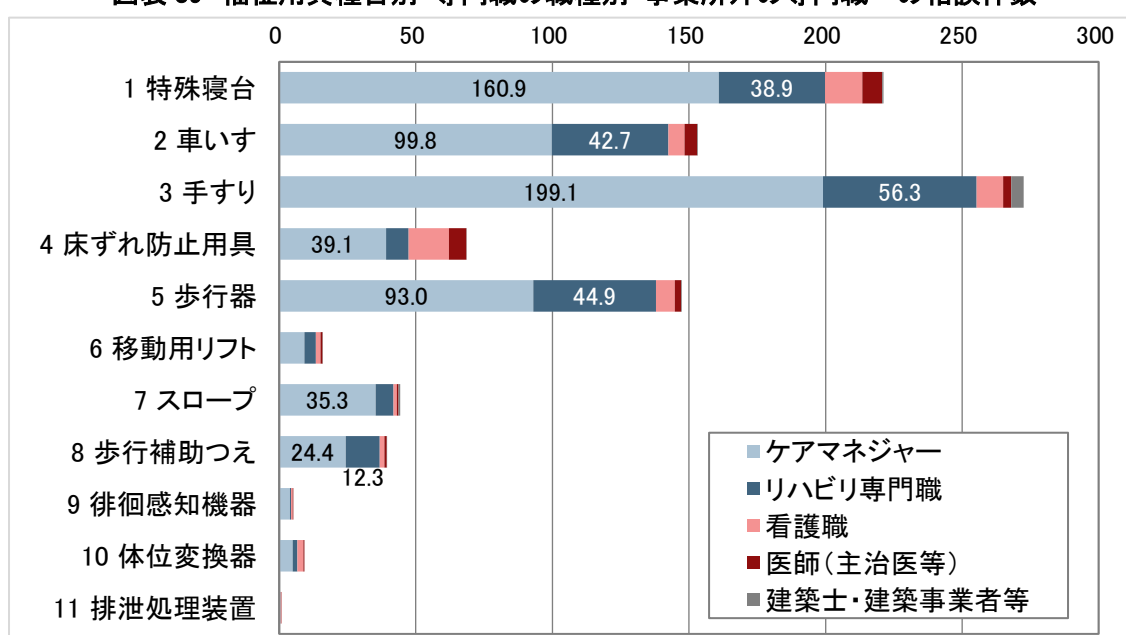


※上記は、貸与実績件数あたりの相談件数の割合として算出。

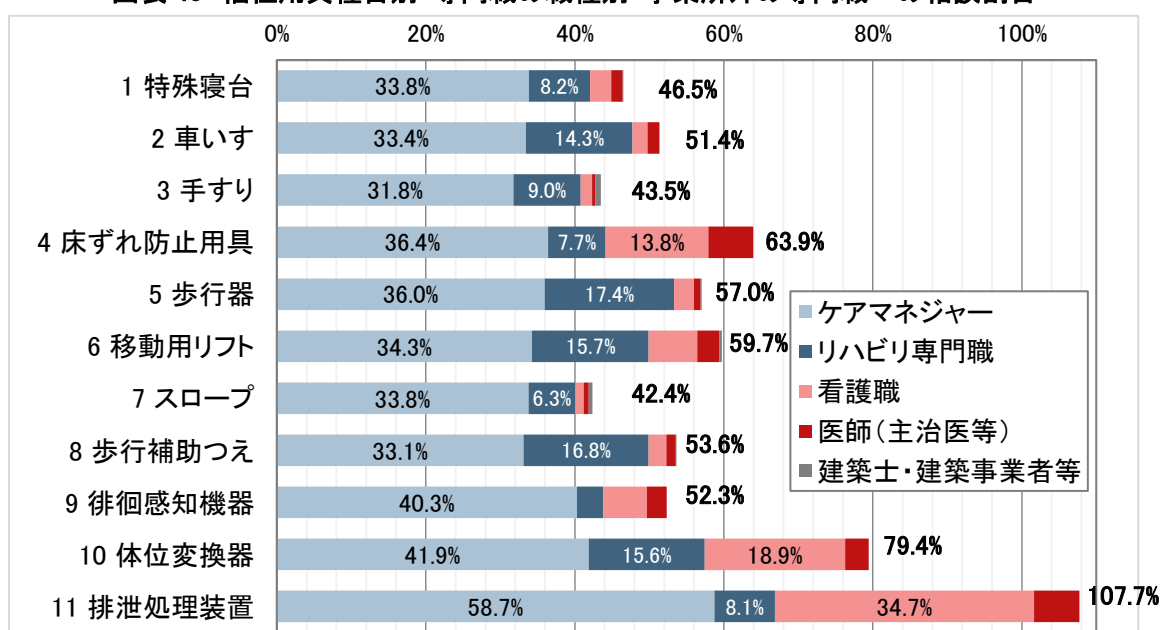
1件の貸与につき、複数の専門職に相談するケースが存在するため、100%以上となる場合があり得る。

- 1事業所1ヵ月あたり相談件数は、「手すり」の場合に最も多く 272.5 件、次いで「特殊寝台」221.2 件、「車いす」153.3 件、「歩行器」147.5 件の順となっている。
- これを貸与件数に対する割合に換算すると、図表 40 のようになり、いずれの種目においても4割以上で貸与事業所以外の専門職への相談が行われていることがわかる。
- 相談先の中心はケアマネジャーで、相談の約1／3を占めているが、「歩行器」、「歩行補助つえ」、「移動用リフト」、「車いす」など、移動・移乗のための機器に関しては、「リハビリ専門職」への相談が多いのが特徴で、相談の 15%程度を占めている。
- 重度の方の利用が多い「自動排泄処理装置」、「体位変換器」、「床ずれ防止用具」は、「看護職」や「医師」への相談も多い。

図表 39 福祉用具種目別 専門職の職種別 事業所外の専門職への相談件数



図表 40 福祉用具種目別 専門職の職種別 事業所外の専門職への相談割合



※事業所外の相談割合は、貸与実績件数に対する相談件数(出現率)として算出

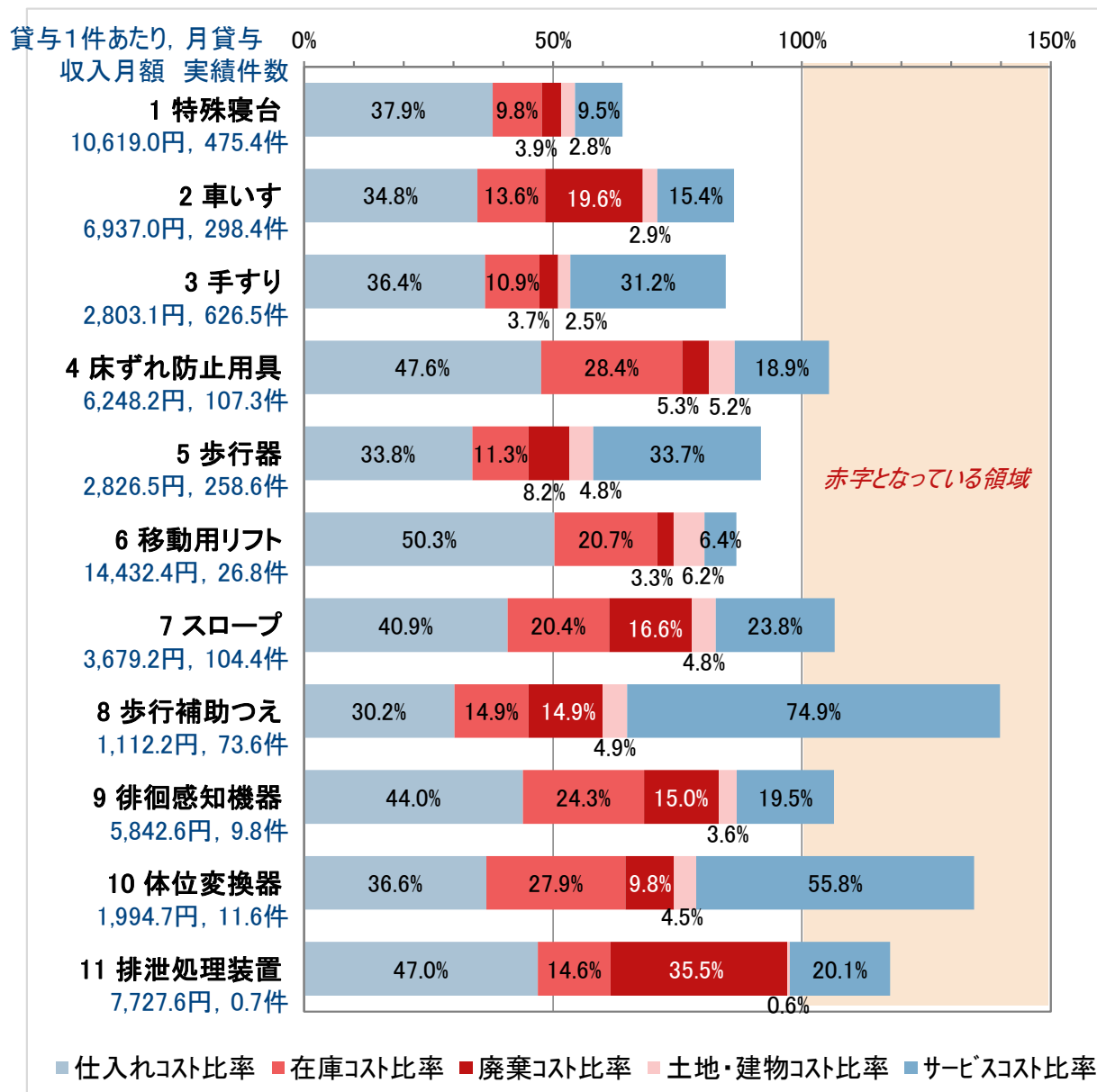
5. 福祉用具貸与の価格構造(まとめ)

○福祉用具種目別にみた収入に対する機器仕入れコスト、管理・運営コスト、サービスコストの比率

- 本調査研究では、福祉用具貸与の価格構造を、種目別に、機器仕入れコストと、それ以外にかかる管理・運営コスト、アセスメント等の付帯サービスにかかるサービスコストに分けて把握するという目的のもと、各コストの計算を行った。そこで把握・算出したコストを積み上げグラフで示すと、図表 41 のようになる。
- 介護保険給付の単位ベースでみると、上位3種目(「特殊寝台」、「車いす」、「手すり」)で7割以上、5種目(3種目のほか「床ずれ防止用具」、「歩行器」)まで含めると 87%を占めること、利用件数が少ない種目では誤差が生じやすいこと等から、本節では上位5種目に着目して考察する。
- なお、本調査で算出したコストには、管理部門の経費(販管費)や教育研修経費、広報・広告経費、輸送にかかる経費などが含まれていない点に留意が必要である。
- 機器仕入れコスト比率は 35～40%程度(図表 15)と、物販型の事業である特定福祉用具販売(機器仕入れコストは約 65%, 図表 36)と比べ、低い水準に留まっており、福祉用具貸与はサービス業としての価格構造となっている。
- 「床ずれ防止用具」は、47.6%とやや機器仕入れコスト比率が他と比べ高い結果となったが、これは、メーカー納入価格が維持されている(参考資料Ⅰ 保険給付1件あたり費用額が横ばいで推移している)ことが影響していると考えられる。
- 福祉用具種目によって貸与1件あたり26.0～76.2%の在庫を保有(図表 16)しており、そのための在庫コスト比率が 10～15%程度(図表 17)を占めている。
 - 退院をきっかけとする利用等急を要する 경우가多く欠品が許容されにくいこと、利用者の状態像や生活状況に合わせた提案を行うために多様な機種を保有せざるを得ないことなど、一般的な消費財とは大きく異なる特殊性があり、在庫を抱えざるを得ない事業構造となっている。
 - また、在庫には、一般に認識されている①倉庫等で保管されている機器のほか、②消毒・メンテナンス等整備中の機器、③体験利用やデモ、入院期間中等で売上の立たない形で利用者に貸与されている機器や、自治体等が行う研修・イベント等へ無償貸与されている機器等が含まれていることも、在庫保有率が高い要因となっている。特に、体験利用(お試し利用)のは 85%を超える事業所で実施されている(図表 37)。
 - 「床ずれ防止用具」は、在庫コストが 28.4%と他に比べて高い結果となったが、これは、貸与件数が比較的少ないことから、計算上、在庫保有率が高く出やすいことが影響していると考えられる。
- 保有機器の3～10%程度が毎年廃棄されており(図表 18)、廃棄コスト比率は3～8%程度(図表 19)を占めている。
 - 「車いす」は、1台の機器を廃棄するのにかかる金額が大きいことが影響し、廃棄コスト比率が高くなっていると考えられる。
- 土地・建物コスト比率は、3～5%程度(図表 21)を占めている。
 - 貸与事業所の運営には、オフィススペースのほか、機器の展示スペースや倉庫、消毒・メンテナンスのための場所・設備等が必要(1事業所の延床面積は平均 566.4 m²、それにかかる賃料・減価償却費は月額平均 43.6 万円、図表 22)であるが、本調査で明らかになった費用の中では低い数値に留まった。

- サービスコスト比率でみると10～30%程度まで種目により差が生じている(図表 28)が、金額ベースでみると1.3～1.7 万円程度(図表 29)と、福祉用具の種目によらず、一定のコストが発生している。
- アセスメント等のサービスプロセスは、機器の貸与金額(収入額)や件数、貸与期間等によらず、一定の時間を要するため、サービスコスト(金額ベース)も一定の金額で発生する傾向がある。
- プロセスの中では、「サービス担当者会議等への参加」に 17.3～21.4%、「搬入・搬出」に 12.8～16.7%、「モニタリング」に 12.5～14.4%が費やされている(図表 29)。
- 福祉用具の種目別にみると、コスト比率が高いもの(利益が出にくいもの)と低いもの(利益を出しやすいもの)とが存在することが明らかであるが、貸与事業者は、ケアマネジャーから選ばれるために、利益の出しやすさによらず幅広い商品ラインナップを持つ必要があるため、事業全体で収益が確保できるよう事業者努力・工夫を重ねていると考えられる。

図表 41 福祉用具種目別 収入に対するコスト比率



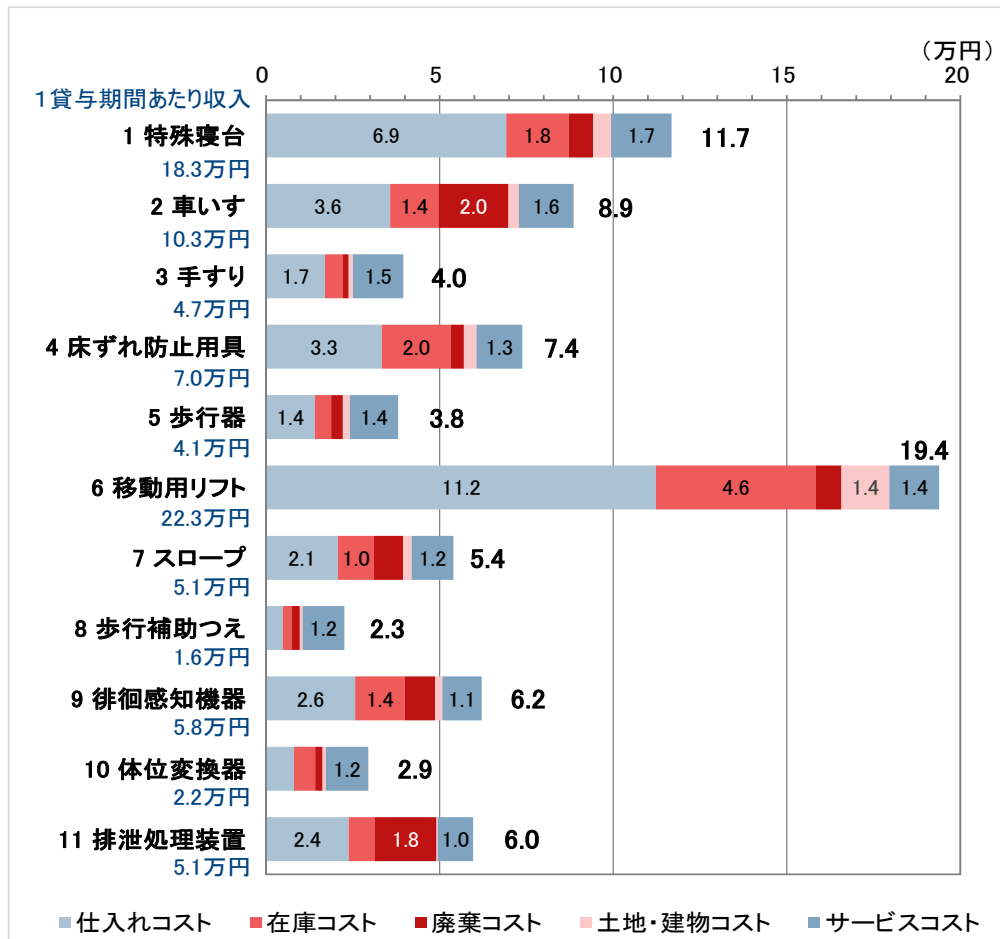
○福祉用具種目別にみた1貸与期間あたりコスト(金額ベース)

- 図表 41 を1貸与期間あたりのコスト(金額ベース)に換算すると、図表 42 のようになる。
- 1 件あたり収入(月額)が高い、または、貸与期間が長い用具ほど、全体としてコストもかかっている。例えば、「移動用リフト」は、1 件あたり収入が 14,432.4 円(図表 13)と高く、貸与期間も 15.5 ヶ月(図表 32)と長いことから、図表 42 では突出して高い数値となっている。
- 収入との差分で**プラスが大きいのは、「特殊寝台」(+6.6 万円)、「移動用リフト」(+2.9 万円)、「車いす」(+1.4 万円)**であり、逆に、マイナスなのは**「自動排泄処理装置」(△0.9 万円)、「体位変換器」(△0.8 万円)等**である。ただし、前述のとおり、今回算出したコストに含まれないコストが存在することに留意が必要である。
- サービスコストは、収入月額や件数、貸与期間等の影響が少なく、どの福祉用具種目においても、1貸与期間で 1.0～1.7 万円がかかっている。**
- なお、本調査では、各福祉用具を単品で導入した場合を想定して回答頂いているが、実態としては、複数の福祉用具を同時に導入したり、住宅改修を同時に実施したり、場合によっては他の在宅サービスの導入も合わせて検討する場合も多いことに留意が必要である。

※サービスコストは、1貸与期間に生じるコスト、それ以外は月額ベースで把握したものに貸与期間を乗じて得た数値。このため、前述のとおり、本調査では、貸与期間が過去の調査や事業者の実感に比べ長めに出ていることが確認されており、その影響を考慮する必要がある。

※本調査では、各福祉用具を単品で導入した場合を想定してサービスにかかる所要時間や実施回数を回答頂いているが、実態としては、複数の福祉用具を同時に導入したり、住宅改修を同時に実施したり、他の在宅サービスの導入も合わせて検討する場合も多いことに留意が必要である。

図表 42 福祉用具種目別 1貸与期間あたりコスト



○福祉用具の料金見直しと市場環境について

(※はヒアリング調査において把握された情報)

- 福祉用具の利用料金を定期的に見直している事業所は 8%程度にすぎず、8割の事業所では不定期に見直しが行われている(図表 33 参照)。
- 見直しが行われるタイミングとしては、「税制等が変わったとき(消費税導入等)」(78.7%)、「新しい製品が発売されたとき」(65.2%)、「メーカーや卸の納入価格が変わったとき」(45.0%)が、「平成 27 年 4 月の複数用具の貸与に関する通知対応」(3.0%)や「上記以外の介護保険制度の変更や通知への対応」(34.5%)よりも高い割合を占めており、制度対応型の見直しよりも市場の変化や影響を考慮した見直しが中心となっている(図表 35)。
- 介護給付費実態調査でも、多くの種目では1件あたり費用額が低下している実態が明らかになっている(参考資料 I 参照)ほか、ヒアリング調査では、ケアマネジャーが競争促進の役割を果たし、貸与事業者が価格競争、非価格競争ともに「激化している」と感じている(※)ことが把握されている。

＜価格競争＞

- ケアマネジャーは区分支給限度額の範囲で利用するサービスを選定しているため、他サービスとの併用を考慮して予算額を提示される、他社より高いと選ばれにくい等の声が聞かれた(※)。
- 従来製品より機能の高い新製品が出ても、価格が上がらない状況にある、との指摘があった(※)。

＜非価格競争＞

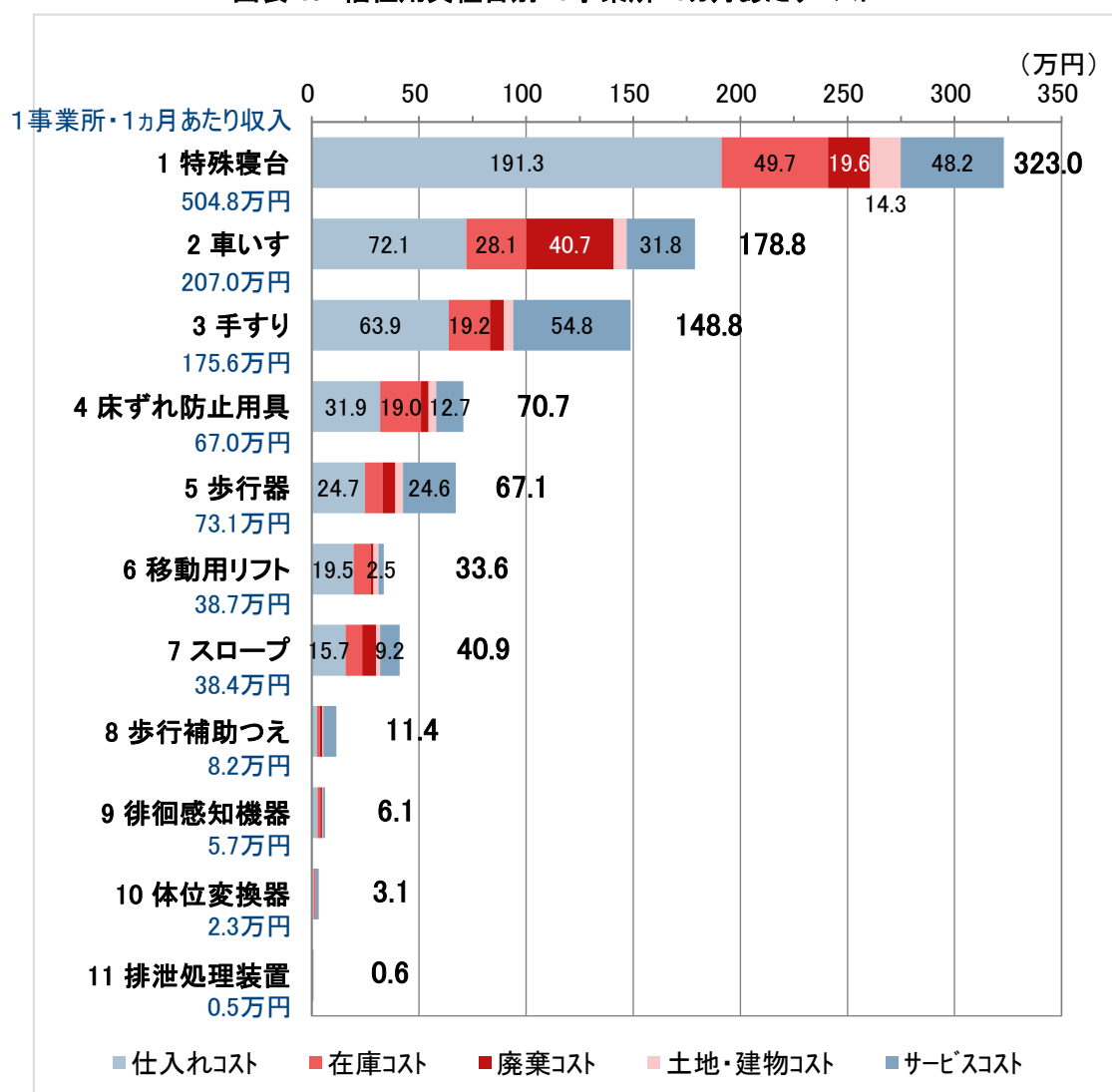
- 非価格競争では、①商品の品揃え・強み(新製品の導入)、②急な依頼への迅速な対応(退院時等)、③対応の丁寧さ に対するケアマネジャーの要請が強まり、貸与事業者側にはその期待に答えないと選ばれないという危機感が強くある(※)。
- ②急な依頼への迅速な対応は、医療・介護政策で進められている「退院促進」や「地域移行・在宅重視」の流れに沿うものであり、政策に沿った対応をしている事業所が選ばれる傾向にあると言える。
- ③対応の丁寧さは、アンケート調査の以下の結果にも表れていることとも符合している。
 - 利用者の選択・自己決定のための取り組みとして、「利用社宅等に製品を搬入しての体験試用(お試し利用)等」や「複数製品(選択肢)の提示・説明」などが8割以上の事業所で行われている(図表 37 参照)。
 - サービスプロセスの中で「サービス担当者会議等への参加」が最も多くの時間を要している(図表 29 参照)。
 - 福祉用具の選定等において貸与事業所以外の専門職への相談が多くなされている(図表 40 参照)。

《参考》福祉用具種目別にみた1事業所・1ヵ月あたりコスト

- 参考として、1事業所・1ヵ月あたりの収支構造をみるため、図表 41 に貸与件数を加味し、1事業所・1ヵ月あたりコストに換算したものが図表 43 である。
- 図表 41 で赤字であることが判明している「床ずれ防止用具」、「スロープ」、「歩行補助つえ」、「認知症老人徘徊感知機器」、「体位変換器」、「排泄処理装置」は、1事業所あたりでみるとコストが小さい種目であることや、これらの赤字が「特殊寝台」、「車いす」、「手すり」等の黒字で賄われていることが確認できる。このように、種目間の赤字・黒字を補って事業所単位で収支を合わせていることによって、利用頻度が低くて貸与事業者にとって赤字の種目であっても、重度者を含む在宅要介護者にとって必要な福祉用具の提供が可能となっていると考えられる。

※サービスコストは、1貸与期間に生じるコストを把握しているため、貸与期間で除した数値を採用。このため、ここでも、貸与期間が長めに出ていることの影響を考慮する必要がある。

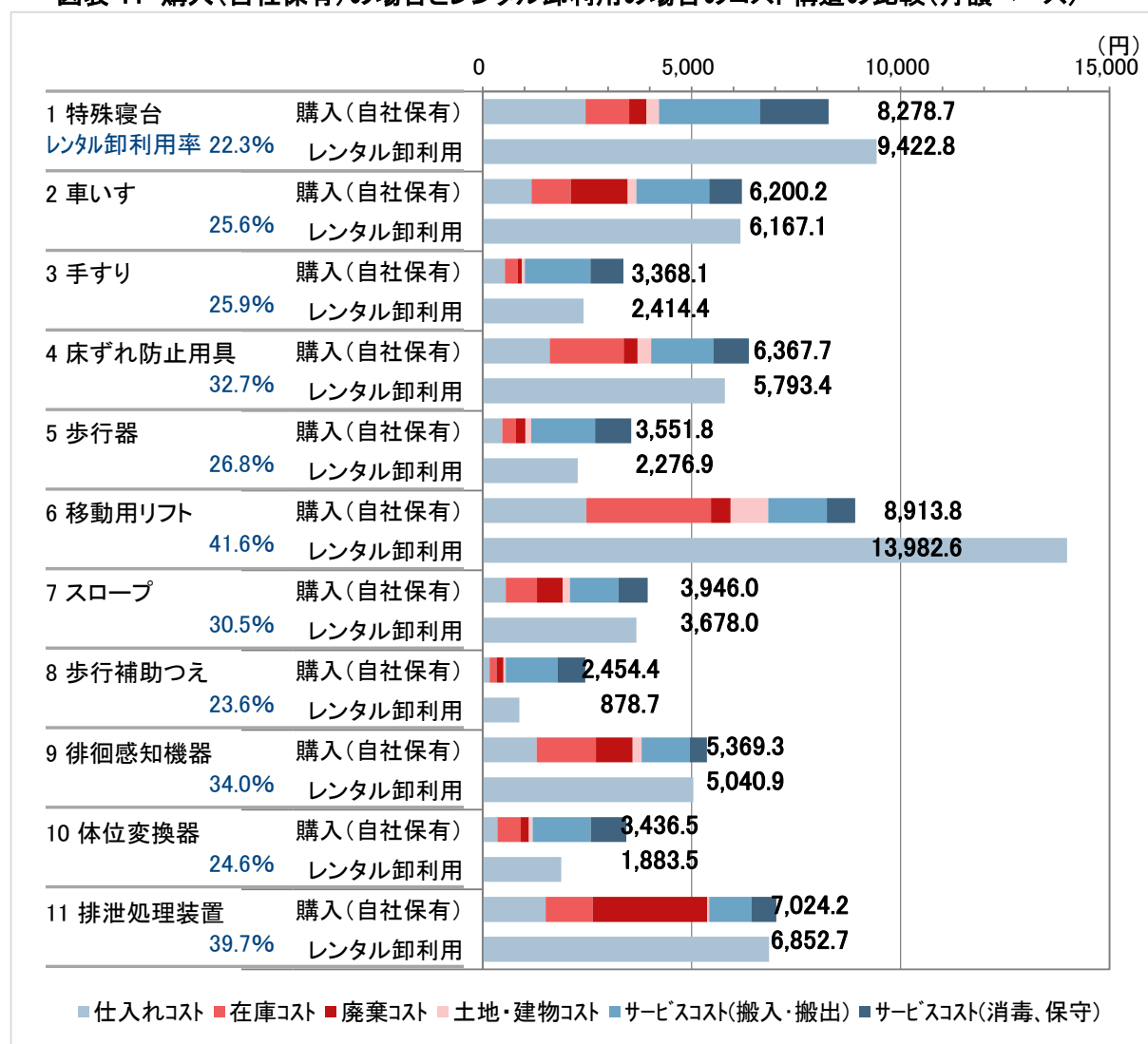
図表 43 福祉用具種目別 1事業所・1ヵ月あたりコスト



《参考》購入(自社保有)の場合とレンタル卸利用の場合のコスト構造の比較

- 福祉用具を購入(自社保有)して貸与する場合と、レンタル卸を利用して貸与する場合のコスト構造を比較するため、両者に共通するコストを除いてグラフに示すと、下図ようになる。
- 介護保険給付において、貸与事業所は、給付対象種目を提供できないため、多くの機種を保有する必要があるが生じている。その中で、利用者の出現頻度の低い種目・機種や、在庫が不足している場合の急な利用ニーズが生じたときなどを中心に、レンタル卸を利用した調達が普及・定着し、常態化しつつある。中小法人によって運営される事業所も多いことから、事業リスクを下げる観点でもレンタル卸事業者は必要不可欠な存在となっている。
- レンタル卸を利用する場合、商品の陳腐化リスク、劣化リスク、不稼働リスク等をレンタル卸事業者が負うため、その分がコストに転嫁されることが考え得る。そのため、レンタル卸を利用する場合の方が自社保有の場合と比べコストが高くなると想定していたが、今回の調査結果では、「特殊寝台」と「移動用リフト」以外では、購入(自社保有)の場合の方がコストが高い結果となった。

図表 44 購入(自社保有)の場合とレンタル卸利用の場合のコスト構造の比較(月額ベース)



※上記はサービスコストのうち、アセスメント等共通してかかる費用を除いて作成したグラフ